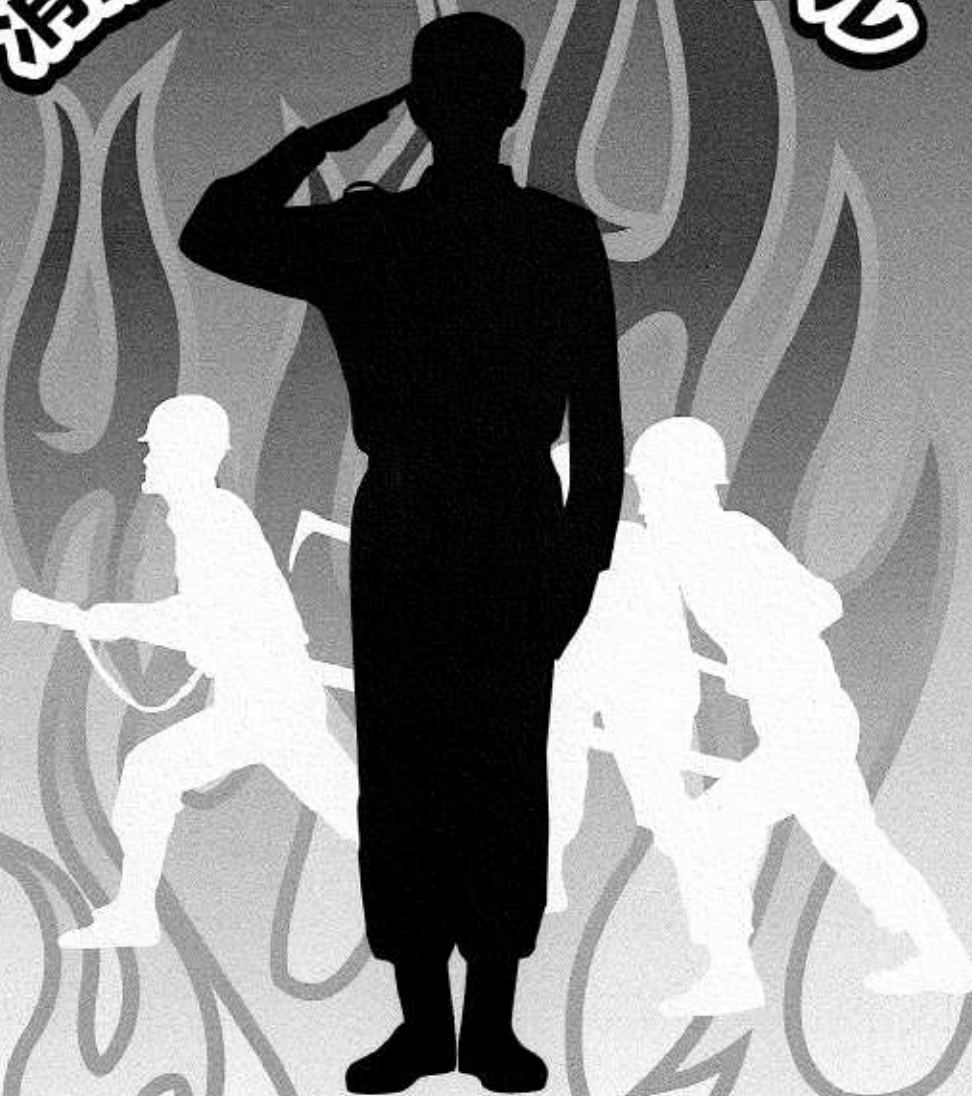


消防団活動マニュアル



土岐市消防団

平成21年11月発行

FIRE VOLUNTEER

目 次

1	消防団の意義と目的	1
2	消防団の機能と役割	2
3	土岐市消防団組織図	5
4	消防団に係る災害出動について	6
5	消防団と地域の連携	9
6	消防署隊と連携した災害活動	11
7	武力攻撃災害等への対応	13
8	災害現場における安全管理	14
9	火災防ぎよ	20
10	救助活動	32
11	水防活動	41
12	惨事ストレス	47
	消防団員数の推移（参考資料）	52
	消防職員、団員の階級（参考資料）	53
	公務災害補償（参考資料）	55
	土岐市を担う新しい消防団活動に 向けての消防団改革	56
	岐阜県消防の歌	66

消 防 綱 領

- 1、 我ら消防人は、伝統ある消防精神に徹し、規律の厳正と志気の高揚に努力する。
- 1、 我ら消防人は、崇高な使命を自覚し和衷共同して責務の遂行に努力する。
- 1、 我ら消防人は、強い郷土愛に燃え、住民の信頼にこたえるよう努力する。
- 1、 我ら消防人は、勇気と忍耐力を培い、心身の鍛錬と知識技術の修得に努力する。

1 消防団の意義と目的

消防団は地域住民の最も身近な防災機関として市民の生命・身体・財産を保護するという崇高な目的を持った究極のボラティア団体です。

その目的をより完全な形で果たす為に後に述べる知識・技術を習得することは勿論のこと、担当地域の隅々まで精通し郷土愛護の精神に基づいて地域防災の要として活動することを、期待されております。

また、崇高な目的の基に集う青年たちを、その意義や厳しい訓練を通して人間的に成長して行く、人間道場としての一面も、十分機能させなければなりません。従って私達消防団幹部は日常生活においても市民の皆さんや団員から憧憬と尊敬を以て見守られるよう自らを律し、市民のモデルとなるよう行動することが望まれます。

また、消防団はあらゆる活動を通して、それぞれの地域の防災力向上に常に先頭に立って邁進し、より一層の安心・安全の確保に努力しなければなりません。

2 消防団の機能と役割

(1) 消防団の機能と特性

まず、消防団の機能と特性としては次の6点に集約できる。

① 地域密着性

消防団員は、その地域に居住又は勤務している人が団員となっているので、地域との繋がりが深く、各種事情について豊富な知識を有している。

② 即時対応力

消防団員は、定例的に教育訓練を受けており、消防に関する相当程度の知識及び技能を有している。

③ 要員動力

全国で約90万人（土岐市では500名余）と消防職員の約7倍の人員を有し、特に大規模災害時及び林野火災時には、その動員力によって効果的な災害防ぎよに当たることができる。

④ 普遍性

消防団員は、全国の至る所にあり、いかなる場所で災害が発生しても即座に対応することが可能である。

⑤ 多面性

消防団員は、単に消火作業を行うのみならず、火災予防の面でも住民指導、巡回広報などを実施している。また、風水害及び地震など、各種災害防ぎよ活動に当たっているほか、遭難者の捜索救助、各種警戒等の活動を行っている。

⑥ 広域運用性

消防団は、大規模災害時には相互応援協定等により、その管轄区域を越えて広範囲な活動を行うことができる。

(2) 他の消防組織との関係における消防団の役割

他の消防組織との関係における消防団の役割については、次の2点が挙げられる。

① 常備消防機関との関係

常備消防の整備状況及び各地域の自然的条件、社会的条件により様々な役割分担が考えられる。常備消防の比重が高い地域では、通常の火災では常備消防が活動の中心となることから、消防団はその補完的役割を果たすこととなる。また、予防面については、各戸訪問時の一般家庭中心のきめ細やか活躍が期待される。

② 自主防災組織との関係

消防団は、平常時にあっては自主防災組織等に対して指導・育成を行う役割が期待され、また大規模災害時にあっては、消防団がリーダーシップをとって自主防災組織を始めとする地域の様々な組織やボランティアグループ等とともに、統一のとれた災害防ぎよ活動を行う必要がある。

このように、今日における消防団は、地域社会における消防防災の中核的存在として、従来からの任務である消火活動はもちろんのこと、防火指導を兼ねた独り暮らしの高齢者宅への戸別訪問、イベント等での警戒、応急手当の普及指導等、地域に密着した幅広い活動を行っていくことが期待されている。

また、多数の人員を必要とする大規模災害時には、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を発揮し、効果的な災害情報の収集伝達、避難誘導及び災害防ぎょ活動を行っていくことが期待される。

(3) 消防団の役割の拡大

① 大規模災害への対応

近年、全国各地で地震や風水害などの大規模な自然災害が頻発しており、多くの消防団員が出動し、昼夜分かたず、地域住民の避難誘導、救助活動などに従事している。

今後、東海地震、東南海・南海地震等の大規模災害の発生の切迫性が考えられることから、常備消防のみでは十分に地域住民を守ることは困難な場合も想定されるため、地域の住民等で組織され、地域の実情を熟知し、動員力を有している消防団の活動が益々期待される。

② 有事における国民保護への対応

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成 16 年法律第 112 号)では、消防団の役割として、住民の避難誘導などを行うこととされている。有事においては、自然災害を越える規模での住民の避難誘導が想定され、常備消防や他の防災関係機関のみでは、十分に対応できないと考えられる。

③ 消防団の役割

ア 火災に於ける消火活動及び残火処理

イ 水防活動

ウ 救助活動(救急・救命・救助)

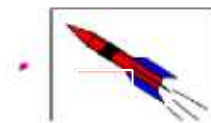
エ 予防活動

オ 独居老人宅訪問(予防)活動

カ 国民保護法に係る避難誘導活動

キ 地域コミュニティ増進活動

※ あらゆる活動を通して地域防災の向上を目指します。



職 務 分 掌 表

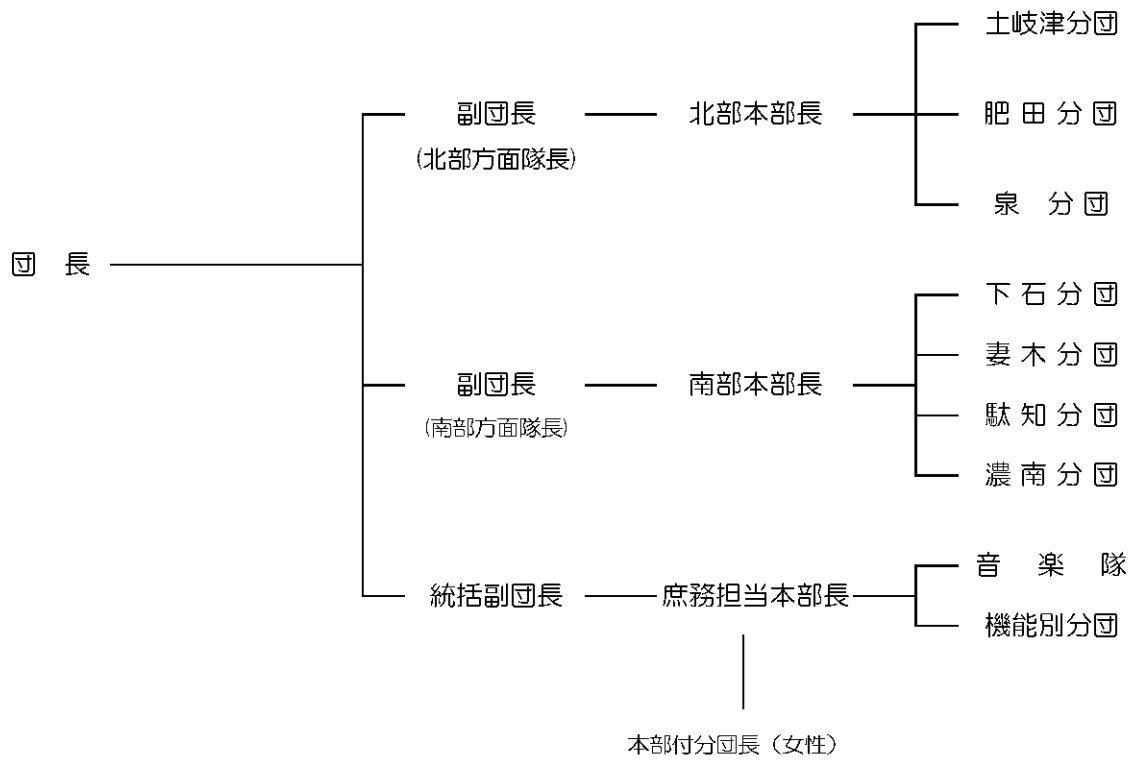
【団本部事務分掌】

団 長	・ 消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する
副団長 (統括)	・ 団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。 ・ 音楽隊及び機能別分団を掌理する。
副団長 (方面隊)	・ 管轄分団を統括し、掌理するとともに、団長を補佐する。 ・ 方面隊の連携と交流を図るとともに、地域行事を通し消防防災の啓発と向上。
本部長 (方面隊)	・ 副団長を補佐するとともに、管轄分団の相互調整を行う。 ・ 庶務を担当する本部長と連携し、消防団行事等を円滑に運営する。
本部長 (渉外)	・ 団本部の庶務を行う。 ・ 音楽隊及び機能別分団を担当する統括副団長を補佐する。 ・ 消防団行事及び訓練等を、方面隊を担当する本部長と調整する。

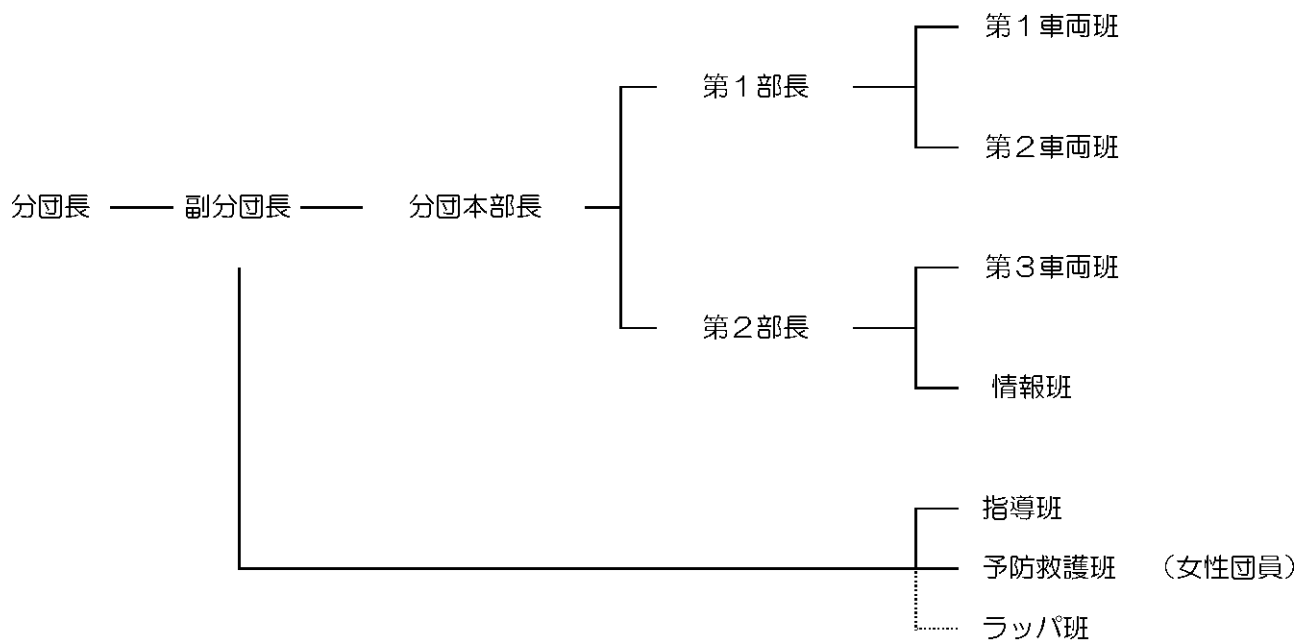
【分団事務分掌及び分担内容（基本団員）】

所 属	分 担 内 容	主 な 活 動	
		平 常 時	非 常 時
分団長	分団の統括	分団の統括	分団の統括
副分団長	分団長の補佐 指導班及び予防救護班、(ラッパ班)の指揮監督	分団長の補佐 指導班及び予防救護班、(ラッパ班)の指揮監督	分団長の補佐 指導班及び予防救護班、(ラッパ班)の指揮監督
本部長	分団の庶務に関する業務 ① 分団活動となる行事・事業を立案し執行する。 ② 団員の報酬等の金銭管理を行なう。 ③ 団員の福利厚生等の管理を行なう。 ④ 組織の一体性を保持	分団の庶務に関する業務 ① 行事・事業計画の執行 ② 出務簿の作成、提出(月1回) ③ 報酬、手当等の金銭管理 ④ 団員管理	分団活動の把握・物資調達等 ① 現場本部の設営 ② 物資調達
部 長① 部 長②	車両班の指揮監督 情報班の指揮監督 ① 設備資材に関すること。③ 管内水利に関すること。 ② 管内図に関すること。④ 分団活動に関すること。	車両班の指揮監督 情報班の指揮監督 ① 設備資材に関すること。③ 管内水利に関すること。 ② 管内図に関すること。④ 分団活動に関すること。	車両班の指揮監督 情報班の指揮監督 ① 設備資材に関すること。③ 管内水利に関すること。 ② 管内図に関すること。④ 分団活動に関すること。
車 両 班	① 機械器具の維持管理 ② 施設の維持管理 ③ 地域の状況を把握 ④ 消防水利の把握 ⑤ 連絡体制の構築 ⑥ 避難誘導の体制及び経路の把握	① ポンプ、資材等の取扱習得、維持管理 ② 施設の整理・清掃等の維持管理 ③ 管内事情の状況把握 ④ 消火栓、防火水槽等の状況把握 ⑤ 伝令等の連絡要領	① ポンプ等の機械器具運用 ② 水利確保 ③ 警戒区域の設定
情 報 班	① 地域の状況を把握 ② 消防水利の把握 ③ 連絡体制の構築 ④ 避難誘導の体制及び経路の把握	① 管内事情の状況把握 ② 消火栓、防火水槽等の状況把握 ③ 伝令等の連絡要領	① 水利確保 ② 情報収集 ③ 警防活動の全般 ④ 伝令活動
指 導 班	① 円滑な災害対応を図るための訓練指導 ② 住民への防災指導を行なう。 ③ 規律ある統率された分団構築	① 礼式、ポンプ操法指導 ② 災害を想定したの訓練指導 ③ 自主防災組織への訓練指導	① 警防活動全般
予 防 救 護 班 (女性)	① 地域の火災予防啓発を行なう。 ② 住宅防災機器の啓発を行なう。 ③ 応急手当普及の啓発、指導を行なう。	① 一般家庭、の防火啓発 ② 高齢者宅等への防火訪問 ③ 住宅用防災機器の設置啓発 ④ 応急手当普及員の認定(24時間講習) ⑤ 救急講習会の支援	① 被災者の保護 ② 広報活動 ③ 警防活動の支援
ラッパ班 (兼任)	① 消防行事等におけるラッパ吹奏 ② 楽器の管理	ラッパ吹奏の訓練	

3 土岐市消防団組織図



各分団組織図



※ 情報班 ・水利の確保・情報の収集・現場警戒・伝令・住民への広報。
 ・予防救護班と協力して、日頃より独居老人宅、避難場所等地域情報の把握
 (班員にはある程度の消防経験者が望ましい。)

4 消防団に係る災害出動について

(1) 主 旨

消防団の役割として、消防本部及び消防署と一致団結のもと、互いに補完しながら、あらゆる災害から住民の生命と財産の保護に努めています。特に、大量の人員を投入する必要が生じたときは、消防団員の活躍に負うところが大きなものがあります。

災害時における第2次出動召集等を考慮した中で、消防団員の負担軽減、災害活動に一層の充実、万全な活動を図るため次の事項を挙げ、別紙の火災出動区分表より対応をする。

(2) 火災対応

① 第1次出動

消防署の対応

② 第2次出動

発災した町の分団が出動し、召集を受けた分団は、事前に消火班を2又は3、警戒1班、情報収集等（伝令・広報・救護等）1班を編成する。

ア 消火班は、災害現場において分団長の指示において消火活動又は災害状況に応じ消防活動の実施

イ 警戒班は、消防署、消防団等が効果的に消防活動を行なうために、一定の者以外の出入を禁止する活動（消防警戒区域の設定、群集の整理等）の実施

ウ 情報収集等の班は、消防活動に必要な情報の収集、伝令、伝達や住民への広報、救護等の活動を実施

※ 災害状況等により第1次出動から、ただちに第3次出動とする場合もあるものとする。

③ 第3次出動

ア 方面隊内の他分団を要請する場合は、消防本部又は署の責任者（以下「署責任者」という。）が方面隊長、方面隊本部長又は出動した分団長（以下「団責任者」という。）と協議若しくは連絡し、招集する。

イ 招集した分団への活動方針は、署責任者と団責任者で調整する。

ウ 招集を受けて応援出動した分団は、活動前に団責任者から指示を受けた後に活動する。

活動の基本は、第2次出動と同じ体制とする。

④ 第4次出動

消防長と消防団長が協議し、活動方針を調整して召集、災害活動を指示する。

⑤ 上記の①から③を基本とし、状況に応じた災害活動を行う。

(3) 指示、命令系統

① 団本部

ア 団長は、消防団を統括する。

イ 副団長は、団長を補佐し方面隊を統括する。

ウ 方面隊本部長は、副団長を補佐する。

② 分団

ア 分団長は、団本部の指示、命令を受けるとともに、当該分団を統括する。

イ 副分団長は、分団長を補佐する。

ウ 部長は、分団長及び副分団長を補佐するとともに、担当する班に指示、命令する。

エ 班長は、担当する班を掌握し、分団長、副分団長及び部長の指示、命令を受ける。

③ 伝達（伝令）

伝達（伝令）は、情報収集等を含め、発生した災害が効果的な活動を行なうために、災害現場における適時適切な指示を的確に伝える等、重要な役目である。

(4) 地震、水害等対応

上記の火災対応に準ずるものとする。

(5) 召集の手順

① 防災行政無線装置の電子サイレンにて吹鳴（近火召集信号）

② 広報（防災行政無線）

③ 発災した町を管轄する分団員へメール発信

④ 順次指令（管轄する副分団長以上）

災 害 出 動 区 分 表

出 動 区 分	方面隊	北 部			南 部			濃 南		召集方法	備 考
	発災町	土岐津	肥 田	泉	下 石	妻 木	駄 知	鶴 里	曾 木		
第1次	全 域	消 防 署 の 対 応									
第 二 次	出 動 団	土岐津	肥 田	泉	下 石	妻 木	駄 知	濃 南		①防災行政無線によるサイレン吹鳴及び広報 ②順次指令 (副分団長以上：電話)	
第 三 次	出 動 団	肥 田 泉	土岐津 泉	土岐津 肥 田	妻 木 駄 知	下 石 駄 知	下 石 妻 木	(妻木)	(駄知)	①防災行政無線によるサイレン吹鳴及び広報 ②順次指令	() 内の分団は、状況に応じて出動
第 四 次	出 動 団	全 分 団									

◎ 上記に基づき召集しますが、災害状況に応じて出動区分にかかわらず召集する場合があります。

◎ 地震、水害等の災害においても、当該火災出動区分表に準じて召集する。

◎ 地震の警戒防ぎょ体制

- 震度4の地震により団本部を動員、各分団は震度5弱で動員し、速やかに活動できる体制に整える。
- 消防隊1分隊又は2分隊、救護隊1分隊及び巡察隊、特別消防隊（避難、誘導、広報）を編成する。

5 消防団と地域の連携

(1) 地域における消防団の位置付け

各地域には、災害に対処することを目的として、市町村の消防機関である常備消防や消防団をはじめ、事業所の自衛消防組織、地域住民からなる自主防災組織、自治会などで構成される市民消火隊など、多種多様な防災組織が設置されています。これらの組織、地域における災害を予防し、また、災害による被害を最小限に抑止するためには、各々の組織が連携し、その能力を最大限に活かした活動を実施することが期待されているところです。中でも消防団は、消防に関する豊富な知識を有し、かつ、地域住民を主体として構成されていることから、消防機関としてだけでなく、地域の防災リーダーとしての中心的な役割を担うことが求められています。

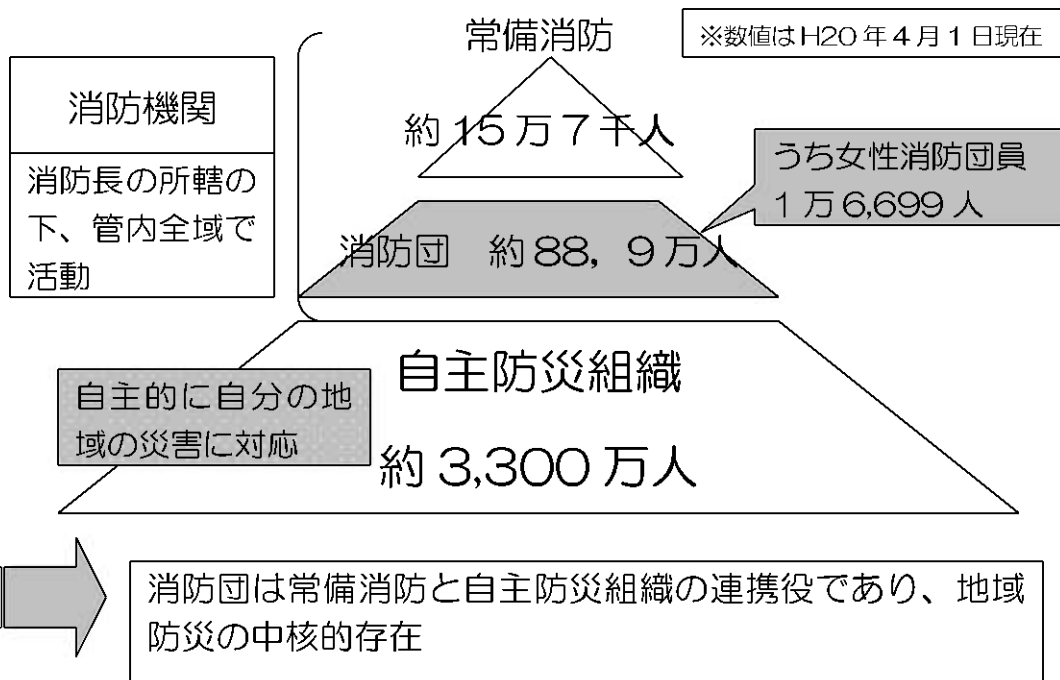
(2) 地域力の向上に向けた消防団の活動

地震等の大規模災害時には、公助としての消防署及び消防団の消防力を上回る被害が発生すると想定されています。そのため、大規模災害時には自助あるいは共助といった住民、自治会、事業所等による災害活動が必要不可欠となるとともに、平素からそれら地域力の向上を積極的に推進していかなければなりません。

地域力の向上に向けた取り組みとしては、防災訓練、演習等における初期消火訓練、応急救護指導などが挙げられますが、今後はさらに、各種行事等の様々な機会をとらえて地域住民等に対する訓練指導を行っていくことにより、地域力の向上に努めていくことも重要となります。



地域の防災体制



消防団とは

消防団員 → 生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員

消防団は、ほとんどすべての市町村に設置されており、平成20年4月1日現在、全国の消防団員数は88万8,900人（推定値）となっている。



6 消防署隊と連携した災害活動

(1) 消防署隊と連携した災害活動の実践

消防団は、消防署と共に地域の最も身近な防災機関として、災害対応をはじめ、各種の警戒や地域住民に対する防火防災思想の普及啓発など、多方面にわたる消防団活動を展開しており、平常時の災害発生時はもちろん、地震等の大規模災害発生時における地域に密着した災害対応が期待されているところです。

(2) 消防団と災害活動の基本

① 消防署長の所轄の下での活動

消防団は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第3項に規定されているとおり、消防署長の指揮の下で活動するものであり、災害現場では、指揮本部長の指揮命令に基づいた災害活動を行います。

② 安全確保を最優先とした活動

消防団は、自己の装備、資機材及び活動技能等を踏まえ、災害現場における安全確保を最優先とした活動を行うものとし、消防団員の単独行動はしないものとします。

また、安全確保の基本は自己にあることを認識し、消防団員個々が安全確保に配慮することが重要となります。

③ 安全管理

安全管理は、災害活動を行う上で、自己の生命・身体の安全を図り、効率的かつ確実に活動を行うために欠くことができません。

安全管理の手段や方法は、対象者の年齢構成や性別、周囲の環境等によって異なりますが、一人ひとりが細心の注意を払うとともに、事故や災害を予知して、あらかじめ予防措置を講じることが、すべてに共通する基本的姿勢になります。

また、災害現場では、指揮本部長の命令に基づき、上位の階級又は前任の団員が指揮者として部隊を指揮することになりますが、指揮者は、自己の安全を図るとともに、部隊全体の安全管理も行わなければなりません。

指揮者としての安全管理

- ①危険の排除・・・事故発生の危険性を感じたら、迷うことなく活動の中止、危の排除、団員の避難などを指示します。
- ②単独行動の厳禁・・・現場活動は、組織的に行うことが原則であり、単独行動をとらせてはなりません。
- ③無理な活動は厳禁・・・活動する団員の知識、技術に応じた指揮命令を行い、決して無理な活動をさせてはいけません。
- ④活動後の確認・・・災害活動や訓練の終了時には、怪我の有無について確認します。

災害時の安全管理のポイント

災害現場では、多くの人が平常心を失って行動しています。そのような状況の中で、消防団員として適切な行動を取るには、冷静な判断力が第一に求められます。

- ① 安全を確保することは、任務を遂行する上で最も大切なことであることを認識する。
- ② 災害現場は、常に危険が伴うことを認識し、安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めない。
- ③ 独断的行動を慎み、積極的に指揮者の掌握下に入る。
- ④ 危険に関する情報は、直ちに現場指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止する。
- ⑤ 資機材に対する知識の欠如は、事故を起こす原因となるので、各種資機材の機能、性能を把握し、安全操作に習熟する。
- ⑥ 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全はまず自分自身で確保する。
- ⑦ 安全確保の第一歩は、防火衣着装である。完全な着装を常に心掛ける。
- ⑧ 安全確保の前提は、強じんな気力と体力である。平素から災害現場に耐え得る気力、体力及び体調を維持するように心掛ける。
- ⑨ 事事故例は、かけがえのない教訓である。事故内容を詳細に把握し、行動指針として活かす。

訓練時の安全管理

訓練を実施する場合においては、指揮者だけでなく、参加する者全員が常に安全管理を考慮した行動をとらなければなりません。

訓練を実施する場合は、次のポイントを重点に安全管理の徹底を図ります。

訓練時の安全管理のポイント

- ① 計画に無理はないか。
- ② 障害物のない訓練場所を選択しているか。
- ③ 路上における訓練では、通行者等の安全を確保しているか。
- ④ 安全員は配置したか。
- ⑤ 夜間時の照明など、訓練環境は整っているか。
- ⑥ 使用資機材の点検は、行ったか。
- ⑦ 十分な準備運動はしているか。また、体調は良いか。
- ⑧ 訓練内容に合った服装をしているか。
- ⑨ 年齢、体力にあった訓練をしているか。
- ⑩ 資機材は正しく使用しているか。
- ⑪ 十分な水分補給をしているか。

7 武力攻撃災害等への対応

(1) 趣旨

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(平成16年法律第121号)において、消防は武力攻撃事態等において武力攻撃災害を排除し、軽減するとともに、避難住民の誘導を行うこととされています。

(2) 参集時の留意事項

- ① 家族等に対して必要な指示及び措置を行い、参集場所に参集します。
- ② 安全かつ迅速に参集できる経路を選択します。
- ③ 自己分団本部等への連絡方法を確保するとともに、ラジオ等を活用し武力攻撃等に関する情報の収集に努めます。
- ④ 入手した情報から武力攻撃災害等の発生のおそれがあることが判明した場合には、必要に応じて堅ろうな建物等へ避難するなど自己の安全を確保します。
- ⑤ 参集途上において、参集場所に安全に参集できないと判断した場合は、参集を一時保留し、自己の安全を確保します。

(3) 安全確保措置

- ① 団長、副団長及び分団長は、署長又は指揮本部長による消防職員及び消防隊の安全確保措置が実施されたことを受けて、団員に係る安全確保措置を実施し、組織的な活動を命じます。
- ② 団長、副団長及び分団長は、活動中の団員の安全を確保するため、情報連絡体制を維持し、武力攻撃災害等の推移に配慮します。

(4) 武力攻撃災害等の活動原則

- ① 消火等の活動は、現有の装備、資機材により実施します。武力攻撃災害等に伴う化学剤、生物剤、放射性物質などによる災害が発生した場合には、消防署隊の後方支援活動を実施します。
- ② 住民等への警報及び緊急通報の伝達及び市の避難実施要領に基づく避難住民の誘導は、自治会に協力して行います。

(5) 武力攻撃災害等の活動要領

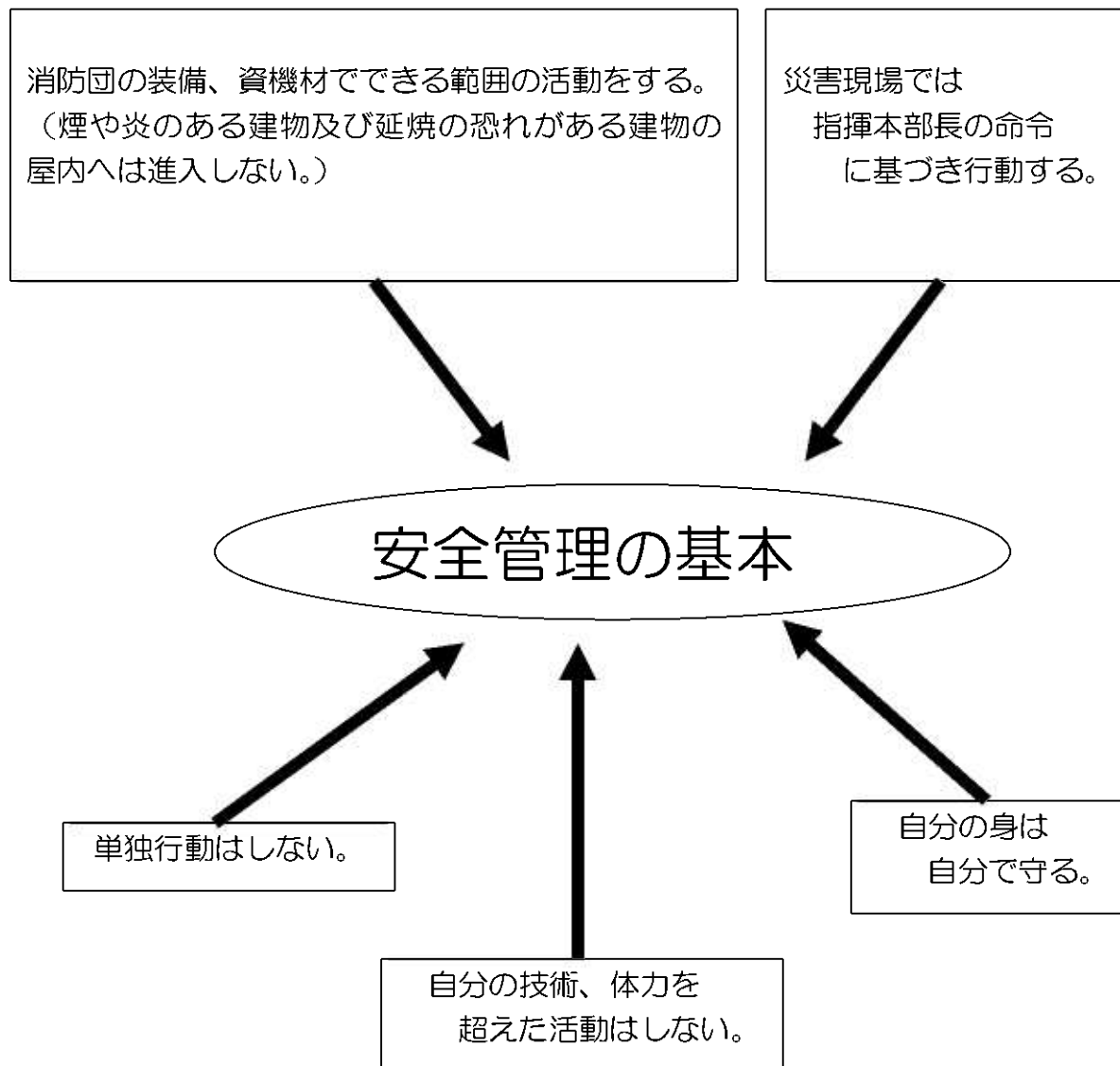
- ① 安全確保を図ることができないと判断した場合には、消火等の活動を制限します。
- ② 避難住民の誘導は、必要に応じて避難経路の要所に団員を配置し、危険箇所を明示するなど、安全管理に配慮します。
- ③ 自力避難困難者等を誘導する場合は、自治会、自主防災組織等と連携しながら簡易担架・小型ポンプ積載車等を活用して実施します。

8 災害現場における安全管理

(1) 災害現場における安全管理の基本

災害現場は多くの危険要因を含んでいます。

消防団員は自分の安全は自分で守ることを大前提として、災害現場では常に安全管理に配慮した活動を行わなければなりません。



(2) 指揮者としての安全管理

災害現場では、指揮本部長の命令に基づき上位の階級又は先任の団員が指揮者として部隊を指揮することになります。

指揮者は、自己の安全確保を図るとともに、部隊の安全管理も行わなければなりません。

単独行動の厳禁

現場活動は組織的に行うことが原則であり、単独行動をとらせてはなりません。

危険の排除

事故発生危険性を感じたら、迷うことなく活動の中止、危険の排除、団員の避難などを指示します。



無理な活動は厳禁

活動する団員の知識、技術に応じた指揮命令を行い、決して無理な活動はさせてはいけません。

活動後の確認

災害活動や訓練の終了時には、怪我の有無について確認します。

(3) 火災時等の安全管理の重点

災害現場においては、発生が予測される様々な危険について常に念頭に置いた活動をしなければなりません。

感電危険

電線が切れて垂れ下がっている場合は要注意

落下物による危険

瓦、窓ガラス、看板、モルタル壁の落下など

倒壊危険

建物の倒壊など

吹き返し危険

フラッシュオーバー
バックドラフト

転落危険

木造・耐火造建物の2階部分の床が抜けるなど

爆発危険

ガソリン、可燃性ガスへの引火

転倒危険

ホース、側溝のつまり

※ フラッシュオーバー

燃焼物が熱の伝導や放熱あるいはその両方により点火されること。
室内の燃焼物質は燃焼ポイントまで熱せられて瞬間的に燃焼する。
(室内のすべてが急激に燃え上がる)

※ バックドラフト

火災により酸素が欠乏し、高温の熱分解ガスが蓄積している密閉された区画内に酸素が取り入れられて発生する爆発的な燃焼

【フラッシュオーバーとバックドラフトの違い】

○その場所にある酸素の量

フラッシュオーバーでは燃焼するための酸素は十分にあり、炎が存在しているのに対し、バックドラフトは燃焼するためには十分な酸素が無く、火はくすぶっている。

安全管理を考慮した火災時の行動要領

落下物から身を守るために

- ※ 建物の狭い場所や窓際等は、火災建物から窓ガラスや瓦、窓付けルームクーラーや看板等が落下することがあるので、真下での活動や通行は避けます。
- ※ 現場活動する場合は、必ず上方の安全を確認し、落下のおそれのある瓦や焼残物、窓ガラス等がある場合は、周囲の団員に注意を呼びかけるとともに、とび口やストレート注水等により、あらかじめ落下させてから行動します。
- ※ 火災の最盛期になると、コンクリートの壁は爆裂落下する危険があり、また、火勢が強いと、窓ガラスの破損落下や、アルミ製窓が枠ごと落下することもあるので、延焼状況を把握し、外壁や窓の真下での行動は避けます。

建物の倒壊から身を守るために

- ※ 木造、防火造等の火災では、常に建物の倒壊危険があるため、危険の微候を先取りし、必要により監視員の配置、立ち入り禁止区域の設定、関係各隊との連携による強制破壊、落下等を行います。
- ※ マーケットや店舗、倉庫、寺社等で間口が広く内部空間を多く取った建物は、梁が長く間柱や間仕切り壁が少ないため、火災の中期以降は倒壊又は 2 階の床が落下する恐れがあるので注意します。
- ※ 材木置き場の火災では、多量の木材が崩れ落ちたり、倒壊する危険が高く、倒壊する方向も一様でないので注意します。

高所や 2 階から転落しないために

- ※ 木造、防火造等で 1 階が燃えている場合は、2 階の床が抜けて落下する危険があるので、特に 2 階へ進入するときは、トビロなどで針や床の郷土を確認して行動します。なお、安全が確認できない場合は、室内の中央部を避け、壁面にそって進入します。
- ※ 窓の手すり、軒下、さしかけ等の工作物に乗り移る場合は、強度や腐食の状況を確認します。
- ※ スレート屋根、トタン・ビニール屋根等は踏み抜きによる転落危険があるため、原則として上がらない。

火炎の吹き返しから身を守るために

- ※ 火災室のドア、窓等を開放したりすると、バックドラフトやフラッシュオーバー等により、急激な火炎の吹き返しがあるので、開口部の正面を避けた場所に部署し、注水体勢を整えてから開放します。
- ※ 火災室に複数の開口部がある場合に、排気側から注水すると、給気側に吹き返しがあるので、相互に連絡をとりあい注水します。
- ※ 高温に熱せられた壁体や天井あるいはシャッターへの注水は、熱水になってはね返り、熱傷危険があるので、斜めから注水します。

転倒しないために

- ※ 長靴、防火衣を着装していると、側溝、ホース、その他障害等で転倒しやすいので、足元を確認しながら行動します。
- ※ 火災建物の出入り口、廊下、階段等では、ホースにつまずいて転倒する危険があるので注意します。
- ※ 残火処理等において、火災建物の内部は照明が消えているため、照明器具などを活用し安全な足場を確保します。

爆発の危険から身を守るために

- ※ 金属溶鉱炉への直接注水は、水蒸気爆発等により二次災害の危険があるので絶対に行わない。
- ※ 木粉、でんぷん、小麦粉等が収容されている対象物はストレート注水等により空気中に粉末を飛散させると、粉塵爆発の恐れがあるので、所要の距離をとり、噴霧注水を行います。

感電の危険から身を守るために

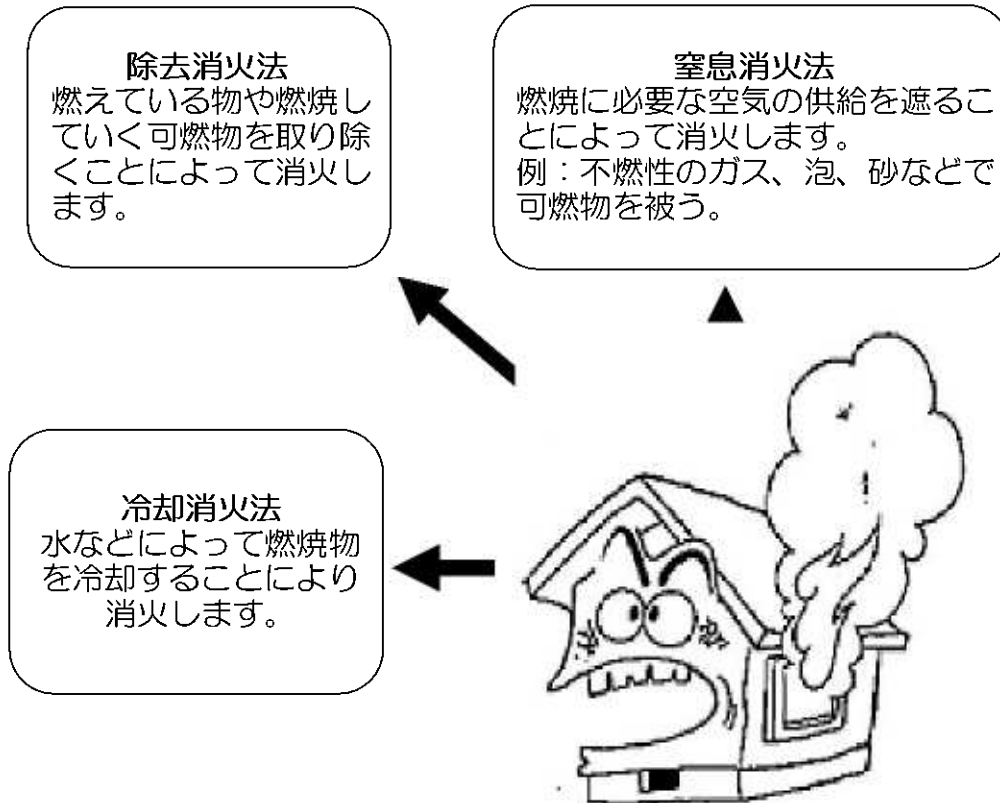
- ※ 工場や作業所等の火災では、放水中に電気ショックを感じた場合は、原則として電路が遮断されるまでは放水を中止します。
- ※ 発電室、変電室等の火災では、不用意に放水することなく、関係者（電気主任技術者等）と協力し、必ず電源の遮断を確認してから行動します
- ※ 柱上変圧器や送電中の電線等に放水する場合は、ストレート注水は原則として行わない。

9 火災防ぎよ

(1) 火災の知識

① 消火のしくみ

燃焼現象が継続するためには、可燃物、空気、温度（熱）の3要素が必要で、この要素の中でどれか一つを取り除くことが消火することになります。ちなみに、水をかけて消火することは、温度（熱）を取り除く消火方法です。



② 火災の種別

- (ア) 建物火災 (イ) 車両火災 (ウ) 船舶火災 (エ) 航空機火災
(オ) 林野火災 (カ) その他の火災

③ 焼損の区分

全焼：建物の70%以上を焼損したものの、又は、これ未満であっても残存部分に補修を加えても再使用できないもの。

半焼：建物の20%以上70%未満を焼損したもの。

部分焼：全焼、半焼及びぼやに該当しないもの。

ぼや：建物の10%未満を焼損したもので、かつ焼損床面積若しくは焼損面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみを焼損したもの。（東京消防庁の統計上の区分）

災害現場における消防団員の権限

消防団員には、消火活動や救出救護活動が迅速、確実に出来るように、様々な権限が与えられています。

緊急措置権

消防団員は、消火活動や人命救助の際必要があるときは、消防対象物を使用し、処分することができます。（消防法第29条第1項）

消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることができます。（消防法第29条第1項）

消防警戒区域の設定

消火などの消防活動を行うため、火災現場では区域内に定められたもの以外の出入りを禁止することができます。

火災の現場においては、消防団員は消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りの禁止制限ができます。（消防法第28条）

情報収集

火災現場においては、消防団員は消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、延焼の防止、人命救助のための必要な事項につき情報の提供を求めることができます。（消防法第25条第3項）



消防署隊到着後の最先到着団員の任務

①指揮本部長に現場到着の報告を行います。

②消防団現場本部旗及び分団現場本部旗を提出し、消防署隊現場本部付近に消防団現場本部を設置します。

③団本部又は分団本部員が到着するまでの間、団現場本部に留まり本部運営をします。

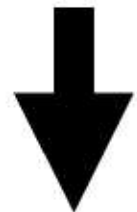


ポイント

団本部員以外の団員も、先着した場合は、団本部の運営を行うこととなりますので、全団員が団本部の運営要領を把握しておきます。

指揮本部長： 消防署長など火災現場等において、消防部隊を統括する消防署の指揮者をいいます。

消防署隊現場指揮本部： 災害活動を指揮する拠点となります。



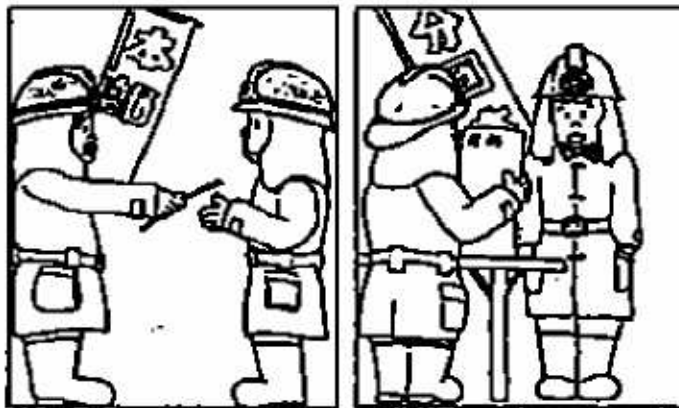
消防団現場本部運営（分団本部員等）

①出動した分団員を把握します。

②分団活動状況の把握及び団長に対する報告をします。

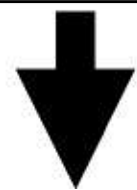
③指揮本部長、団本部からの指示命令の伝達、連絡調整をします。

④消防署隊現場指揮本部の運営を支援します。



ポイント

出動した団員の活動内容を災害出動票に記載し、消防団の災害活動を把握します。（出動した団員は必ず消防団現場本部に出動報告をします。）



消防団の指揮統制（消防団長、分団長等）

消防団現場本部において、指揮本部長の指揮命令に基づき消防団の指揮統制を行います。

ポイント

災害現場では指揮本部長の指揮命令に基づいた活動を行います。

情報収集

各消防団員が持つ地域住民に関する情報を積極的に活用して、効果的な情報収集を行います。

主に次の情報について収集し、情報提供者については、消防署隊指揮本部等へ引き継ぎ、収集した情報を報告します。

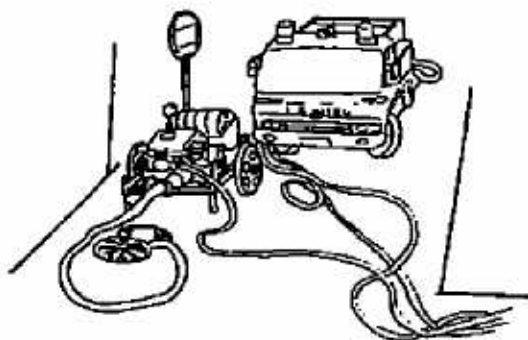
- ① 逃げ遅れた者はいるか。
- ② けが人はいるか。
- ③ 何が燃えているか。
- ④ 危険物などはあるのか、どのくらいあるのか。

消防団が保有する資機材を活用した活動

①自動車ポンプ及び可搬ポンプや可搬ポンプ積載車を活用した消火活動、警戒筒先の配備、再出火防止の警戒を実施します。

②照明器具を活用した照明活動を実施します。

③その他、携帯無線機、救助救急器具を有効活用した活動を実施します。



ポイント

①自己の装備、資機材及び個々の体力、技能に応じた範囲内で活動し、決して無理はしない。

②火災や煙がある屋内及び延焼の恐れのある屋内への進入は絶対に行わない。

活動別の実施要領

水利部署

1 部署時の注意事項

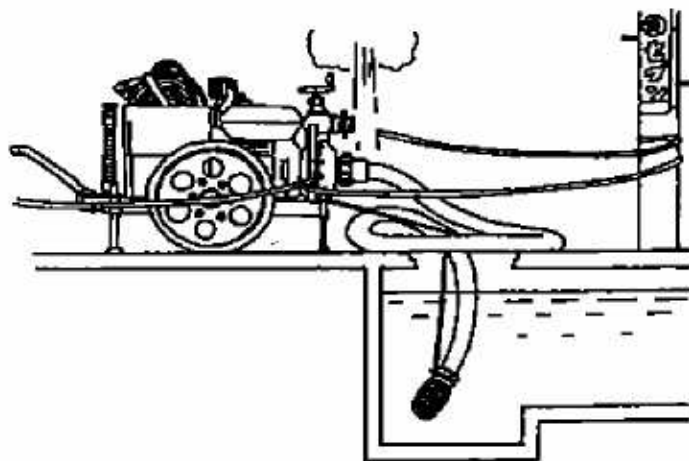
- (1) 後着隊の支障にならないよう、道路の片側に寄せて部署します。
- (2) 積載車の小型ポンプは可能な限り水平に保ち、傾斜地では、車輪止めを使用します。
- (3) 警戒ロープ等を活用し、通行人等との接触事故を防止します。

2 消火栓への部署要領

- (1) 蓋を開け、スピンドルドライバーをスピンドルヘッドに差し込みます。
- (2) 吸管の先端に、媒介金具を付けて消火栓に結合します。
- (3) エンジンを始動します。
- (4) スピンドルドライバーを開く方向に全開にします。
- (5) 消火栓には、水圧がありますので真空を作る必要はありません。

3 防火水槽への部署要領

- (1) マンホールの蓋を開けます。
- (2) ストレーナーを付けた吸管を入れます。(導水管がある場合は、吸管を結合します。)
- (3) エンジンを始動し、真空を作成して水を吸います。



消防警戒区域の設定

指揮本部長の指示の下、消防活動に必要な範囲をロープ等で明示し、当該区域への出入の制限を行なうとともに、地域住民に対し、「消防警戒区域設定の理由」「設定の範囲」などを広報します。

注 水

注水は、ストレート（棒状）注水と噴霧注水があります。

- 1 反動力に備え、足場をしっかりと確保し、前傾姿勢をとります。
- 2 ノズルの開閉の操作は、筒先を右脇に右腕でしっかりと抱え、左手をずらすように移動しゆっくりと開閉します。
- 3 必要により注水位置を移動したり、上下、左右等に振り回して広範囲の注水を行ないます。
- 4 注水死角を作らないよう、他の隊が注水していない部分に注水します。
- 5 ストレート注水が高圧で耐えられない場合は、噴霧注水に切替えると反動力が小さくなります。
- 6 風下や延焼危険が高い面を優先して配備します。



残火処理

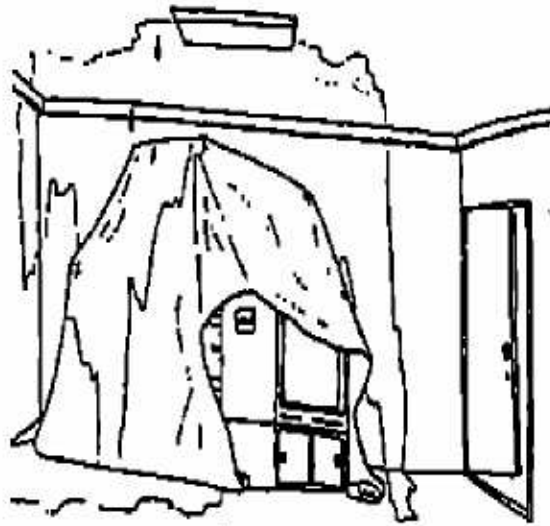
残火処理とは、延焼危険が無くなった以降において、残った火を点検し、完全に消火する活動をいいます。

- 1 あらかじめ担当する部分を定めて、高所から低所へ、周囲から中央部に範囲を縮小していきます。
- 2 軒裏、屋根等の残り火、煙の有無を確認します。
- 3 壁の間は、手で触り熱を確認します。
- 4 注水は原則として拡散注水、噴霧注水とし、圧力は低くします。
- 5 天井裏、床下、屋根裏等、火の潜在の恐れのある所は、部分的に破壊を行うなど、重点に消火します。
- 6 過剰な注水を避け、水損を防止します。
- 7 布団、衣類等は屋外へ搬出して注水します。
- 8 開口部は全て開放し、排煙及び排熱をします。

水損防止

注水した水により家具や機械類などに損害を与えることを水損といいます。

水損を防止する方法としては、防水シートにより家具などに被せることや、水受けを作ることなどがあります。



飛火警戒

飛火は、火災建物の屋根等が燃え抜け、吹き上がる火炎や熱気流によって巻き上げられた火の粉が、風に乗って流され、風下にある建物等に付着し火災となるもので、火災の最盛期以降に発生しやすくなります。

火の粉は、風下側に卵状又は扇状に飛散し、原則として風速が大きいほど飛火の距離が増し、50～200mの区域が最も危険で、例外として700m以上に及んだこともあります。

- 1 警戒区域を明確にして、高所からの警戒、巡ら等により、飛火火災を早期発見します。
- 2 消火活動を行っていない可搬ポンプについては、飛火による火災に備え即応できる態勢を整えておきます。
- 3 飛火火災発見時の消防署隊への連絡方法を確保しておきます。

再出火防止の警戒

- 1 原則として、小型ポンプ又は小型ポンプ積載車を部署、ホース延長しておき、火災の再熱に対応できる準備をしておきます。
- 2 火災の再熱など、異常時の消防署隊への連絡方法を確保しておきます。

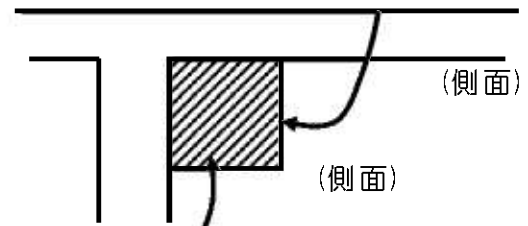


消火活動の原則

火災においては、周囲の道路や建物、気象状況等に応じて筒先を配備しなければなりません。

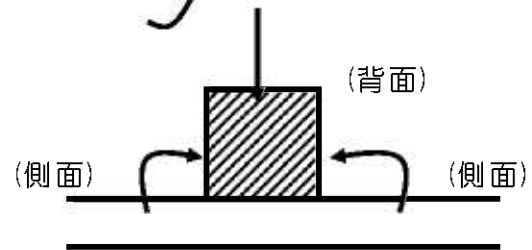
ア 道路角にある建物火災

両側面へ延焼する危険があるので、両側面に筒先を配備します。



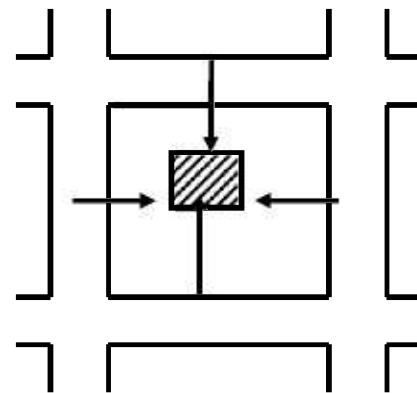
イ 道路に面した建物火災

三面に延焼する危険があるので背面及び両側面に筒先を配備します。(背面を優先します。)



ウ 街角の中の建物火災

全ての面に延焼危険があり前面に筒先配備する必要があるため、消防活動が最も困難となります。



エ 周囲の建物の状況

隣接建物の高い側、又は接近している側を優先に配備します。

オ 風が強い場合の建物火災

風下側を優先して配備します。

カ 傾斜地の建物火災

高台側を優先して筒先を配備します。



林野火災

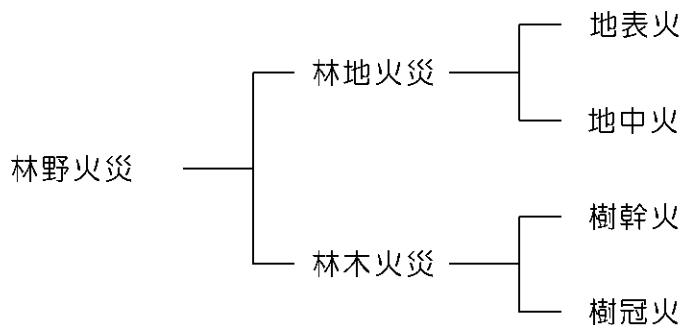
林野火災の特性

(1) 消防活動上の特性

- ① 覚知が遅れる場合が多く、消防部隊も出動準備に時間を要する。一方、延焼速度が速いため活動開始時には大火面となっている場合が多い。
- ② ポンプ車の接近が困難であり水利も確保できない場合が多く、航空機（ヘリコプターを含む）以外はおっぱら人力によらざるを得ないことから体力を著しく消耗する。
- ③ 大火面になることが多いため、多くの人員と資器材を要し、また、長時間になるため飲料水、食糧等の確保が必要である。
- ④ 地形、気象等により、火勢が急変することから状況判断がむずかしく、隊員の活動危険が高い。
- ⑤ 夜間活動は危険性が高く、ほとんど不可能である。
- ⑥ 活動は、日の出から日没までを原則とする。

(2) 火災種別による特性

燃える部分によって、次のように大別される。



① 地表火

林野火災の大部分は地表火で、これから樹冠火、樹幹火になりやすい。

「地表火」とは、林地や原野の地表を覆っている雑草、落枝、落葉、低木等が燃える火災をいい、原野や材木の散生地によく発生し、次のような特性を有する。

ア 風の影響を受けやすく、火勢が強く延焼速度も速いので短時間に大火面となることが多い。

イ 延焼速度は4～7km/hで、草丈の高いススキ等の密生地では、強風時10km/hにも及ぶとされている。

ウ 落枝、枯木等が多く、乾燥しているときは樹冠火になりやすく、カラマツ林やヒノキ林では、地表火が発生することは少ないとされている。

② 地中火

地中にある泥炭層、亜炭層その他堆積している有機物が燃焼する火災で、北海道や中部山岳地帯で発生するが、発生件数は比較的少ない。次のような特性を有する。

ア 地中火は、空気の供給が少ないので延焼は遅く、一時間に4～5 km/h 程度である。

イ 雨や降雪の状況であっても容易に鎮火しない。

③ 樹幹火

地表火及び落雷等によって老木の幹が燃える火災で、消火が困難な場合が多い。樹幹火には、次のような特性がある。

ア 老齢の針葉樹の樹皮の粗いものやトドマツ、エゾマツのように樹脂が樹幹に出ているもの、空洞木等がなりやすい。

イ 火災規模は小さい場合が多いが、木芯まで燃えが入り消火が困難であり、活動が長時間に及ぶことが多い。

ウ 峰上の枯木の樹幹火は、風にあおられて火の粉を飛散させ、飛火火災の原因になる。

エ 消火は、土や苔を利用し、空洞の口をふさぐ。

オ 季節によっては、消えたように見えても再び燃え出すことがある。

④ 樹冠火

地表火から誘発されて起こる火災で、消防隊員の作業危険が高く、延焼防止が極めて困難な火災である。

「樹冠火」とは、材木の樹冠が燃える火災で次のような特性がある。

ア 20年生以下のスギ、ヒノキ、アカマツ等の針葉樹が樹冠火を起こしやすく、広葉樹林は少ない。

イ 火勢が強く、延焼速度も強風時には15 km/h で進むとされ、風下に飛火して延焼拡大することも多い。

なお、飛火の飛散範囲は100m～1,000m に及ぶことがあるとされている。

地表火と樹冠火の2段階で延焼(地表火が先で樹冠火が後にやってくる。)する場合が多い。

(3) 地形、林況等による特性

地形や樹種、樹齢等によって火災の特性を有するが、その主なものは次のとおりである。

① 急斜面では、熱気流が山腹に沿って上昇するが、傾斜角度が急な山腹ほど流が激しく、起伏があれば、その大小によって局地風が変わる。火勢の激しさ、延焼速度等は傾斜角の大小、起伏の状況にほぼ比例する。

② 急斜面を転げ落ちる燃え屑は、斜面下方への延焼要因となる。急斜面での防ぎよは、火足の速さに追いつけず、石等の落下物が妨げとなって効果が少ない。

- ③ 林間の「すき間風」は、熱気流となって樹木を急速に乾燥させ、延焼を早め、火流を押し上げる役目をはたす。
- ④ 針葉樹の一斉林（植林地）は燃えやすく、樹冠火になりやすい。また、混在林は針葉樹が多いほど延焼、飛火ともに多い。
- ⑤ 幼樹林（20年未満の若木）は、本格的な延焼火災になりやすく、手入れのしてない林ほど火勢が激しく、消火活動が困難である。
- ⑥ 壮齢林（20年～60年もの）と老齢林（60年以上のもの）では老齢林が地表火を誘発しやすいが、樹冠火になるとともに火勢が強く、消火活動が極めて困難である。
- ⑦ 伐採地は、放置可燃物が多く、延焼危険及び人的危険が高い。また切株、丸太等は、燃えにくいですが、材木状のものは大量の消火用水を必要とする。

(4) 飛火

林野火災が拡大すると飛火による延焼危険が高まる。

飛火は、枝葉、鳥の巣、樹皮、樹果等で、その大きさは5mm以下のものが多く、大火の際は無数に舞い上がり、風下に落下する。このとき、風下が乾燥状態にあるときは出火して第2、第3の火点となって拡大する。

飛火の飛散距離は、風速により異なるが、強風時（風速8m/s以上）は風下500m以内が、特に危険とされることが多いが、時には1,000m以上に及ぶものもある。

(5) 事前対策

① 部隊と装備

多くの山林を保有する地域の消防隊は、林野火災を想定してその地域の消防団の実状により10～15名程度を単位として部隊を編成し、隊員に消火、監視警戒、通信連絡、補給等の任務指定をするとともに、各隊には地況に精通した消防団員を指定しておくことが必要である。また、消防ポンプ自動車、無線機等のほかに林野火災用として、次のような装備を整備しておく必要がある。

ア 可搬式動力ポンプ（ホース等を含む。）

イ 組立水槽

ウ 背負式ポンプ（ジェット・シューター）

エ 下刈機（鎌）

オ チェーンソー（鋸）

カ スコップ、唐鍬等

キ 頭上照明器具

なお、背負式ポンプ、チェーンソー、下刈機は、消防団器具置場等で集中管理しておくことが望ましい。

10 救助活動

救助活動の意義

救助とは、火災・水災・震災等の災害や、交通事故・その他災害等による事故によって、生命・身体が危険な状態にあり、自力によって脱出又は避難することができない者を安全な状態に救出することをいい、消防活動を実施するうえで最も優先して行われる。

救助活動は、要救助者の「救命」を最優先とし、次いで「身体の救出」「精神的・肉体的苦痛の軽減」「財産の保全」の順とする。

消防団は、呼吸保護器具等の資器材を装備していない場合が多いことから、初期の活動に万全を尽くし、到着した消防署隊の隊長に速やかに状況を報告し、以後は、消防署隊と連携した活動を行い、救助活動が円滑に行われるようにしなければならない。



1 火災現場における救助活動

火災現場における救助活動は、検索・救出・避難誘導に分けられる。

(1) 人命検索

① 検索を行う前に

火災現場において、救助を必要とする者を早期に発見するためには、まず現場到着と同時に火点建物を中心に、視認や聞き込みを行う。

※ 視認

火災建物の状況及び延焼状況並びに周囲の人の動きを見て救助を必要とする者の有無を確認する。

※ 聞き込み

呼びかけ等によって、火災建物付近の人々や、避難者から、逃げ遅れ、救助を必要とする者がいるか否かの情報を速やかに収集する。

※ 要救助者に関する確認事項

逃げ遅れた人はいないか、全員避難したか等、抽象的な呼びかけでなく、次により具体的に質問して救出を必要とする者の有無について確認する。

- ・ だれが、いないのか（男、女、父、母、子供・兄弟、祖父母……）
- ・ どの場所にいるのか（1階、2階、居間、子供部屋……）
- ・ どこから入る（進入する）と近いのか

② 検索を行うときは

検索は、救助活動のうち最優先となる行動であるとともに救助の成否を決定する。検索にあたっては、次の原則を守らなければならない。

※ 必ず進入管理者を置き、建物内部に進入した団員を常に把握しておく。

※ 検索は、人命を安全・確実・迅速に救出するための行動であることを十分認識する。

※ 安全確保に配慮し、的確な状況判断により迅速に行動する。

※ 建物内に進入してからは、五感を最大限に勤かす。

※ 検索は、常に2名以上が協力して行動する。

(2) 避難誘導

避難誘導は、自力避難の可能な者に、安全な場所を示して誘導することを原則とする。この場合、メガホン・携帯拡声器等を活用し、避難する方向又は方法を示し冷静、沈着に安心感を与えるような方法で誘導する。

(3) 救出活動

火災は、時間的経過によって刻一刻と変化するため、救出は迅速に行われなければならない。このような状況下における救出活動の原則は次によるが、建物の構造、規模、延焼状況、人命危険の緊迫度等によって救出の方法が異なることが

あるので現場に臨んで適切な判断が必要とされる。

- ① 救出活動は、適切かつ臨機の判断に基づく行動によって安全・確実・迅速に行わなければならない。
- ② 救出に当たっては、救助を必要とする者がいかなる状態にあるかを判断する。
また、救助を必要とする者が多数の場合は、危険の緊迫している者を最優先とし、特に、重傷者・幼児・老人等を優先する。
- ③ 救出場所は、原則として地上とし、火煙の影響を受けない安全な場所とする。

2 震災現場における救助活動

平成7年1月17日、5時46分ごろ、淡路島を震源とする兵庫県南部地震が発生し、戦後最大の地震被害をもたらした。この震災時において、地元消防団員による懸命の救助活動が行われ多くの人命を救出した。

震災による大規模な災害が起きると、いたるところで救助を必要とする人が発生することから、救助側の絶対数が不足し、消防団員がひとりであっても付近にいる住民を指揮して救助活動をしなければならない状況が予測される。このような状況において、被害を最小限にとどめ、発生した被害を軽減するためには、発災直後における迅速な初期対応を行うことが最も重要であり、消防団が中核となった地域ぐるみの活動を展開することが強く求められる。

(1) 救助事象の特徴

- ① 様々な種類の救助事象が同時に複数発生することから、通常では予測できないほど大勢の人々が救助を求めてくる。
- ② 大規模建物の倒壊や土砂崩れ等の規模が大きく、多くの人手が必要とされる救助事象が発生するので、救助事象の規模に応じて人手と機材を集めることが必要となる。
- ③ 通常の救助器具以外に、クレーン車やブルドーザー等の機動力を必要とする救助事象が発生する。
- ④ 余震の発生や、火災・ガス漏れなど二次的災害にも注意が必要となる。

(2) 救助活動の原則

- ① 救助活動は、何よりも人命の救助を優先して実施する。
- ② 同じ程度の規模の救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所で同時に発生した場合は、危険度が高い火災現場付近を優先して実施する。
- ③ 同時に複数の救助事象が発生した場合は、原則として少数で多数の人命を救助できる事象を優先し短時間で一人でも多く救出する。
- ④ 救命処置を必要とする人を優先して救出する。
- ⑤ 一人でも多く救助するため、多くの付近住民の協力を得て救助活動を実施する。

(3) 活動要領

- ① 情報を収集して、要救助者の有無を確認する。
 - ※ 倒壊した建物内に閉じ込められている者はいないか。
 - ※ 付近住民で顔を見ない者はいないか。
- ② 要救助者を発見したら、容態の観察を行う。
- ③ 要救助者の状態や周囲の状況から安全に行える救助方法を検討する。
 - ※ 意識があるか、怪我の程度はどうか。
 - ※ 自分ひとりで救助できるか。
 - ※ 資器材を必要とするか。
 - ※ 周囲に危険な状態がないか。
- ④ 救助を開始する。
 - ※ 救助するために必要な人員はそろったか。
 - ※ 救助するために必要な資器材はそろったか。
 - ※ 活動を行うためのスペースはあるか。周囲は安全か。
 - ※ 要救助者の状態はどうか。
 - ※ 救助した後の応急処置はどうか。
 - ※ 救出後は、直ちに応急処置を行う。

(4) 活動時の留意事項

- ① 活動は、任務を明確にして指揮者の統制下で行う。
- ② 現場付近全体の安全確保のための監視員を配置する。(二次災害の防止)
- ③ 要救助者に無用な荷重がかからないよう配慮する。
- ④ 救助に必要な資器材として、のこぎり、ペンチ、ハンマー、車のジャッキ、丸太、鉄パイプ等身近で簡易なものを多数準備する。
- ⑤ 活動障害となる針金、トタン板等は早期に除去する。
- ⑥ 余震又は除去することにより、さらに崩壊することのないよう必要な措置を行う。
- ⑦ 除去したものは、救出場所から離れたところに集積する。
- ⑧ できるだけ医師等の協力を求める。

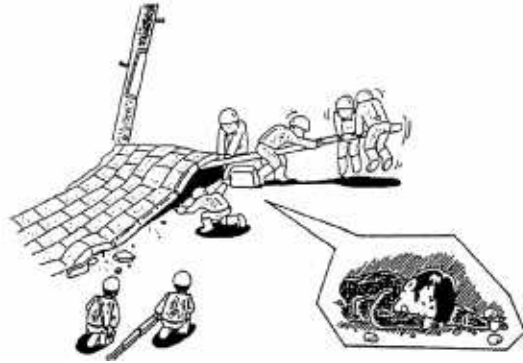
(5) その他

- ① 付近にいる住民等の活用を図る。
- ② 救出時は、活動の進捗状況等を話しかけ元気づけるよう配慮する。
- ③ 救出が困難な場所は、住民等を活用して応援要請を行う。
- ④ 要救助者の顔面に留意し、埃等がある場合はタオル等で保護する。
- ⑤ 救出した後の応急措置、搬送方法等についても配慮しておく。



〈震災時における救出例〉

○倒壊したブロック塀からの救出



【救出器具と使い方】

1. ブロック塀を破壊する。
・ かなづち、ハンマー・おの・鉄パイプ・のこぎり・たがね
2. てこを利用して持ち上げる。
・ 角材（太さ10センチ以上の物）・鉄パイプ（太さ5センチ以上の物）・支点となる堅い角材
3. 道具で持ち上げる。
・ 車のジャッキ
4. 鉄筋を切る。
・ 鉄線鋏・ペンチ

【救出の手順】

- ！ 挟まれている人に声をかけ、安心感を与えるようにしてください。
- ！ 挟まれている人数を確認します。
- ！ 周囲の人に声を掛け応援を求めます。
- ！ てこの原理を利用して隙間を作り、痛みを和らげるようにしてください。
- ！ てこに使う支点は、角材等の堅く安定性のあるものを使用して下さい。
- ！ ブロック塀の一部を破壊して、てこにかかる荷重を軽くするようにします。
- ！ 持ち上げてできた空間が崩れないように角材等で補強します。
- ！ 隙間があれば、てこの代わりに自動車のジャッキを使って持ち上げます。

【注意事項】

- ！ ブロック塀の一部を破壊する時には、要救助者に痛みを伝えないようにします。
- ！ てこに使う角材は、太さ10センチ以上の亀裂が入っていない柱を使います。
- ！ 鉄パイプは、工事現場にある太さ5センチ以上のパイプを使う。ただし、長すぎるものは、曲がりやすいため2～3メートル程度のものを使います。
- ！ ブロックは壊れやすいので、てこの支点には使用しないでください。
- ！ 持ち上げる高さは、救出に必要なスペースとし、崩れ防止に注意してください。
- ！ 自動車のジャッキは、パンタグラフ型が使いやすい。
- ！ 自動車のジャッキ等は一点に力がかかるため、合板等のあて物をします。



座屈建物からの救出

〔救出器具と使い方〕

- 1 壁及び屋根を破壊する。
※ かなづち、ハンマー・おの・のこぎり・スコップ
- 2 てこを利用して持ち上げる。
※ 角材（太さ 10 センチ以上の物）・鉄パイプ（太さ 5 センチ以上の物）・支点となる堅い角材
- 3 道具で持ち上げる。
※ 車のジャッキ

〔救出の手順〕

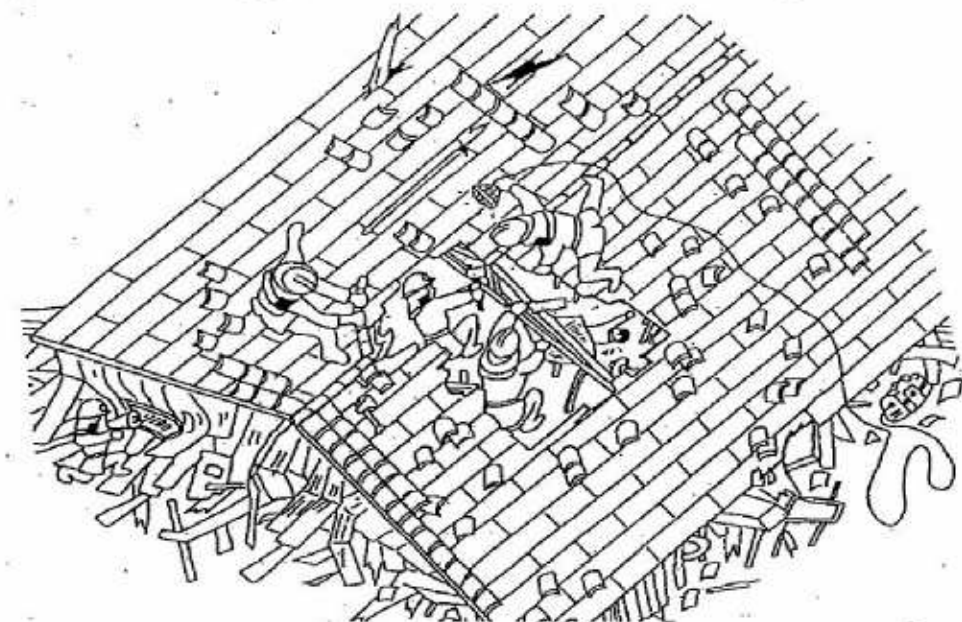
- 1 閉じ込められている人に声を掛け、安心感を与えるようにして下さい。
- 2 閉じ込められている人数を確認します。
- 3 余震等で空間が崩れないように、角材等で補強します。
- 4 閉じ込められている人に、けがをさせないように、作業のしやすい部分を破壊します。

〔注意事項〕

- 1 補強に使う角材は、太さが 10 センチ以上の亀裂が入っていない柱等を使います。
- 2 持ち上げる高さは、救出に必要なスペースとし、崩れ防止に注意します。
- 3 柱等の切断による崩れ及び倒壊に注意します。

高所からの救出

ロープで落ちないように補助します。



〔救出器具と使い方〕

- 1 はしごを使って救出する。
※ はしご・ロープ

〔救出の手順〕

- 1 降りられなくなっている人にはしごが届く範囲で、歩行可能な場合の救出。
※ 窓枠等にはしごをかけ、はしごの両側を2人で押さえ、はしごがぐらつかないようにします。
※ 高齢者等の場合は救出者が上に上がり、相手の腰にロープを結び、降りる速度に合わせて、少しずつ緩めながら、転落をしないように注意します。
- 2 降りられなくなっている人にはしごが届く範囲で、歩行不可能な場合の救出（背負って救出）。
※ けが人をなるべく背に高く背負い、ロープをけが人の両脇下から運ぶ人の肩を通し胸の前で交差、そのロープをそれぞれ左右の外側から廻し前で結びます。

〔注意事項〕

- 1 はしごをかける位置は、左右に傾斜のない場所を選んで下さい。
- 2 はしごをかける角度はおおむね75度とします。
- 3 はしごの昇り降りは、横の棧をしっかりと握って行って下さい。

山古志村の消防団詰所の被災状況



救助に活用できる簡易な資機材等

資 器 材 名	活 用 方 法
バール	家具類・モルタル・ガラス等の破壊・トタン剥がし等
ノコギリ	家屋材の切断
鉄線鋏・ペンチ・プリキ鋏	電線・針金・釘・モルタル等の切断
スコップ	土壁材・瓦片・モルタル等の除去
ハンマー	小家屋材・家具類等の破壊
丸太・角材・鉄パイプ	家屋材の除去支柱・てこ材・支持材
自動車用ジャッキ	家屋の持ち上げ・支持材
毛布・タオル・ロープ	モッコ・保護材・支持材・あて物
懐中電灯・ごみ袋	照明・小物いれ
その他の資器材	消火器・バケツ・携帯拡声器・鉄ノコ・ナタ・滑車・防水シート・工具セット・万能おの等

1 1 水防活動

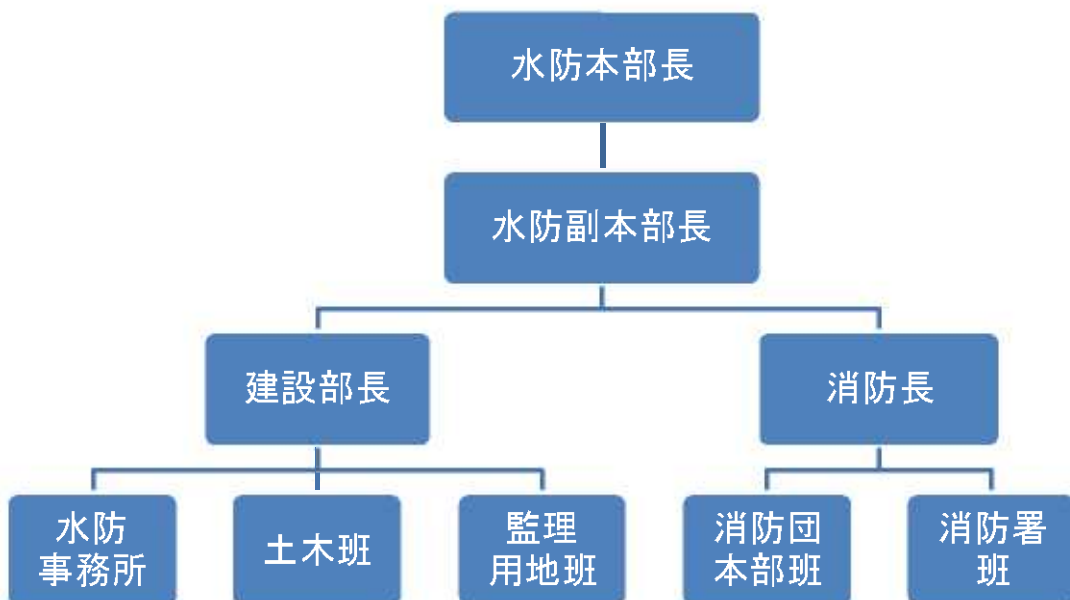
1 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第25条の規定に基づき、洪水による災害を警戒し、防禦し、及びこれによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川に対する水防上必要な監視、予報、警報、通信、輸送及び排水ポンプの操作、水防のための消防機関の活動、避難の指導、水防に必要な器具、資材及び設備の整備並びに運用について実施の大綱を示したものである。

2 水防組織

- (1) 市内の水防活動の統轄運営を円滑に実施するため、水防活動に特に関係の深い部班をもって市役所（本庁）に水防本部を設置する。
なお、水防本部は、「土岐市災害対策本部」が設置された場合は、「土岐市災害対策本部」に統合されるものとする。
- (2) 水防管理者は、洪水等の災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、直ちに水防本部を設置し、統一的な水防活動を行うものとする。
- (3) 水防本部の組織及び分担任務等は、次の表のとおりとする。

① 組織



②本部構成及び分担任務

職名	担当職	任務
本部長	市長	水防本部の統括及び指揮監督
副本部長	副市長	本部長の補佐及び本部長に事故があるときの代理

3 水防倉庫

町名	水防倉庫の場所	箇所数
土岐津町	土岐市役所	1
土岐津町	国土交通省土岐川出張所水防倉庫	1
下石町 妻木町	西部支所	1
曾木町	曾木支所	1
駄知町	旧法務局	1
肥田町	肥田支所	1
泉町	☑土岐市施設管理公社	1
泉町	泉町東上町（多治見土木事務所）	1

4 消防団の非常配備

段	階	時期	措置
第1段階	準備	水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 水防予警報等により洪水の危険が予想されるとき。	水防資材整備、点検及び幹部の出動を通知する。
第2段階	出動	水位がはん濫注意水位に達したとき。 水防予警報等により出動を要すると認めるとき。	消防団員の出動を通知する。
第3段階	解除	水位がはん濫注意水位以下となり、水防活動の必要がないと判定したとき。	水防活動の終了を通知する。

5 水防工法

(1) 水防工法の分類について

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材・人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

① 越水（溢水）による場合

堤防から水があふれでて、堤防の裏法面から決壊していく。

② 浸透（漏水）による場合

河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。

③ 洗掘による場合

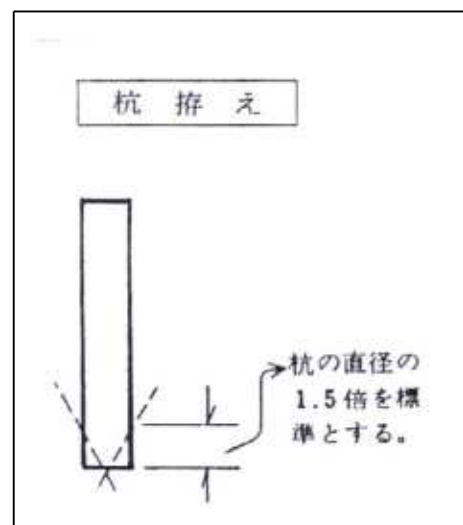
河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

(2) 杭の作り方

拵え方：2人1組で作業し、1人が適当な台木に丸太を立て支え、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいようにします。もう1人が、オノかナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

杭拵え数量表（1組当たり10本）

人員	資 材				器 具		
	名称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数
2人	杭	末口 9cm 長さ 1.2m	本	10	ナタ	丁	1

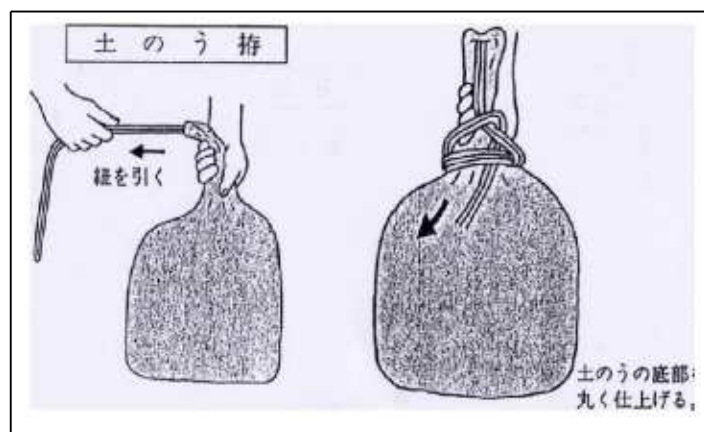


(3) 土のう作り

拵え方：土のうに土砂を30～50kgぐらい均等に詰め、袋のはしに出ている紐を引いて袋口を絞る。絞り終わったら、紐を2～3回まわして紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。

土のう拵え数量表（1組当り20枚）

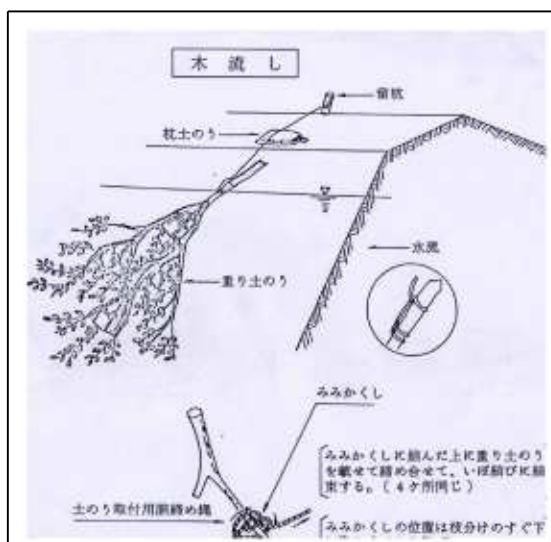
人員	資 材				器 具		
	名 称	形状寸法	単位	員数	名称	単位	員数
2人	土のう	ひも付き	袋	20	スコップ	丁	1



(4) 木流し（竹流し）

目的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。また、緩流部においても波欠けの防止に使われる。

拵え方：枝葉の繁茂した樹木（または竹）を根元から切り、枝に重り土のう（または石俵）を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。



木流し数量表（1組当たり1本）

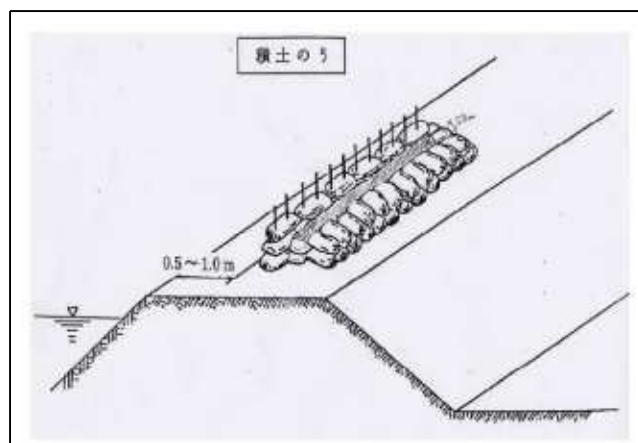
人員	資 材				器 具		
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数
10人	雑 木	長約 5.5m 末口 9cm	本	1	掛矢	丁	1
	杭	長 1.2m 末口 9cm	〃	1	ハンチ	丁	1
	土のう	ひも付き	袋	5			
	二子縄 (木の接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4			
	三子縄 (吊縄)	長 14.5m (2ツ折)	〃	4			
	鉄 線	10#垂鉛鍍	m	20			

(5) 積み土のう

目的：越水防止

拵え方：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m~1.0m くらい引き下げて所要の高さに土のうを積み上げる。

一段積は、長手または小口積とし下段を長手方向2列に並べ、その上に小一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭または竹等を串刺しとする。また、土のうの継目には土を詰めて、十分に踏み固める。

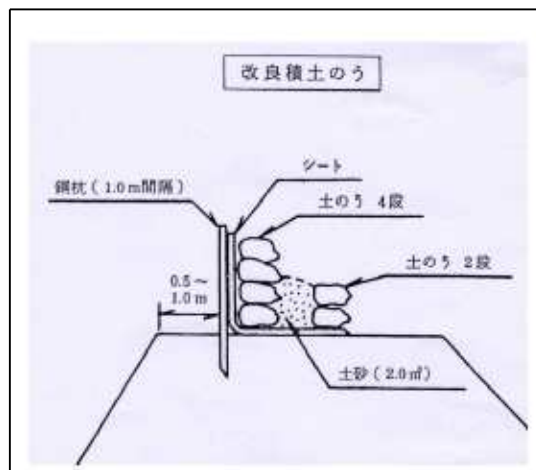


人員	資 材			器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	名 称	単 位	員 数	
20人	土のう		袋	掛け矢	丁	2	前3段、後2段 1袋当たり2本使用
	鋼 杭	長 1.2m φ16mm	本	スナップ	〃	4	
	土 砂			モッコ	組	3	

(6) 改良積み土のう

目的：越水防止

拵え方：川表側から0.5m～1.0mくらいに引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み更にその後に控え土のうを積み、中詰め土を入れて安定をはかる。



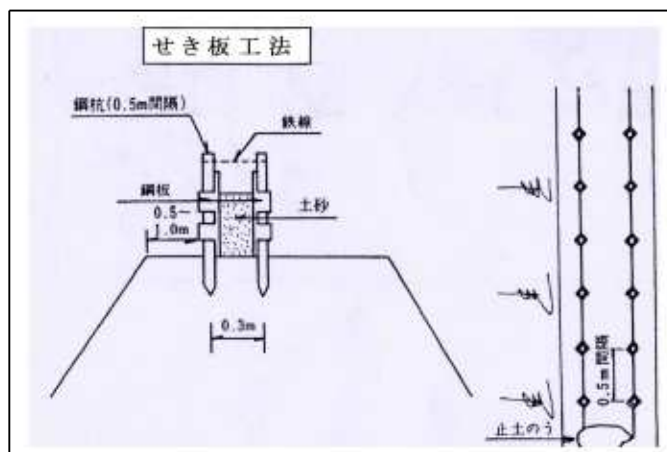
数量表（1組当たり）10m 当たり

人員	資 材				器 具		
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数
20人	シート	長 1.0m 巾 2.0m	枚	1	掛け矢	丁	2
	鋼 杭	長 1.2m φ16mm	本	11	スジツブ	〃	2
	土のう		袋	140	モッコ	組	2
	土 砂			2			

(7) せき板工

目的：越水防止

拵え方：川表側から0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に加工した鋼板に支柱(丸パイプ)を0.5m間隔に通し、枚つなぎ合わせて川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定を図る。



数量表（1組当たり）10m 当たり

人員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	形 状 寸 法	単 位	員数	名 称	単 位	員数	
20人	土留鋼板	長 1.8m 巾 43cm	枚	28	掛け矢	丁	2	
	丸パイプ	長 1.5m φ48.6mm	本	30	スジツブ	〃	4	
	鉄 線	10# 長 2.0m	〃	15	モッコ	組	3	
	土のう	1口以上	袋	30				
	土 砂			3				



12 惨事ストレス

惨事ストレスとは？

人間は何らかの外的な要因で身体が傷つくと同様、心にもさまざまな傷を負うといわれています。それは、戦争や震災などの大規模な災害、極めて凄惨な災害、交通事故、犯罪である誘拐、監禁、レイプなどさまざまな要因（ストレッサー）で、身体的外傷とは別に心理的に大きなダメージを受けます。これを外傷後ストレス障害（PTSD：Post-Traumatic Stress Disorder）といいます。

凄惨な災害現場では、数助活動等に従事する消防職員や消防団員（災害救援者）も被災者と同様な体験を強いられ、付け加えて身分的責任があり忌避することができない立場、身の危険に曝される恐怖などから心理的影響が増幅される可能性もあるということでADS PTSDとは別に、惨事ストレス（CIS：Critical Incidental Stressを東京消防庁では惨事ストレスと訳しています。）として考えています。PTSD、CISともに軽度な場合は時間の経過とともに軽快していきませんが、重度になるとさまざまなストレス症状が発生し、場合によっては長期間にわたり日常生活や業務に支障を来たすという問題も出てきます。

ただし、惨事ストレスは病気ではなく、人間誰しものが発生し得るストレス反応で「異常な事態への正常な反応である。」ということを理解することが大切です。

消防団員と惨事ストレス

災害救援者である消防職員や消防団員は被災はしていないものの、災害発生直後から災害現場で却助活動等に従事し、被災者と同じような体験をすることによるストレスを受けることとなりますが、一方、災害救援者であるが故に一般的な被災者とは別の、次のようなストレスが加わります。

○災害出場を拒むことができない

災害救援者である以上、命令があれば出場することを拒めない、身分上の宿命があります。

○社会的な期待が大きい

災害救援者に対して一般の人々は、頼もしい、勇敢、献身的などと、災害救援者に対して大きな期待を持ちます。一方、災害救援者側はその期待に応えなければならないという義務感・責任感を持って危険な現場でも社会的な期待に応えて行くという意識を強く持っています。

○特有の組織的風土（弱音を吐けない）

災害現場に出動して相当なショックを受けても、それを誰れかれかまわず話すわけにもいかないなど、公言して弱音を吐くことができない。

これらのことから、被災者とはまったく異なるストレスを受けるといわれ、災害救援者は「隠れた被災者」になる危険があるといわれています。

「隠れた被災者」は、なかなかその本心は出せず、ストレスが高じる危険が非常に大きいと考えられるなど、災害救援者は特有のストレス要因をたくさん持っているといえます。

これら以外に災害現場で災害救援者に重大な影響をもたらす虞のある直接的なストレス要因として次のようなものが挙げられます。

・同僚の負傷、殉職が発生した場合（生き残り症候群）
・自分の家族を連想するような場合、特に被災した子供などの死
・救出した人の死、救出できなかった場合（無力感・責任感・罪悪感・自己嫌悪感）
・活動に困難性が伴い、命の危険を感じながらの活動
・トリアージ（治療優先順位決定）の必要な現場活動
・衆人環視の中での困難な救出活動
・未知の危険や、極度の不安、緊張感の伴う現場活動等

災害現場活動に伴って起こる感情は、悲惨さ、恐怖、もどかしさ、悔恨、後悔、悲しさ、無力感、自己嫌悪などさまざまなものがあり。これらがストレスになりトラウマとして残るとも言われています。

惨事ストレスによるストレス反応の発生と惨事ストレスケア

惨事ストレスによるストレス反応の発生経過は災害活動直後から症状として現れ、おおむね3ヶ月程度で治まってくる急性型、3ヶ月以上続く慢性型、発症の時期が6ヶ月以上経過してからの遅発型などがあります。

これらの症状は先にも述べたとおり、普通は時間の経過により軽快していくことがほとんどですが、場合によっては症状が長引き深刻な事態になることも考えられることから初期の段階での対応が重要になります。

そこで、惨事ストレス対策として、初期の段階で惨事ストレスによるストレス反応をチェックし、自分のストレス反応の状態を把握するとともに、必要に応じた惨事ストレスケアを実施して、深刻な事態になることを予防することが必要となります。

ストレス反応

ストレス反応はPTSD、CIS共通で、身体的、精神的、情動的、行動的特徴の大きく4つに分けることができます。

○身体的特徴

呼吸、心拍数の増加、頭痛、下痢、発汗、不眠、食欲減退

○精神的特徴

悪夢、入眠困難、想起困難、感情の麻痺、現実感の消失、注意力の減退、集中力の低下、フラッシュバック（忘れようとしている事が意に反して突然蘇る、情景が突然現れる）

○情動的特徴

不安、恐怖心、おびえ、怒り、悲嘆、無力感、罪悪感、悔恨

○行動的特徴

過度の活動性、落ち着きの無さ、深酒、過度の薬物利用等

ストレス解消方策（自己解消法）

惨事ストレスの解消方策は、一般的なストレス解消と同様に、日頃から趣味やスポーツ等によるストレス解消がとても大切です。事の大きい小さいにかかわらず、災害活動等による心身のストレスに対して自分なりの解消法を持って、随時リフレッシュしていくことを心掛けてください。

気分転換の方法は、人それぞれ持っているものが一番良いとされ、全てが全員に当てはまるとは言えませんので、自分なりに合ったものを実施することが大切です。

以下、自己解消法の一例を示します。

○運動

自分が普段よく行う運動や、ジョギング、ウォーキング・サイクリング、水泳、ラジオ体操等の軽運動を定期的に行う。

○食事の節制

暴飲暴食を避け、バランスのよい規則正しい食事に心掛ける。特に精神を安定させる効果があるビタミンB群、ビタミンCの摂取に気を配る。

○リラクゼーション

ソファや椅子、布団の上で、全身の力を抜いて余計なことは考えずに、ゆったりする時間をつくる。イメージワーク（悪い気持ちを固まりにして、体の外に出すようにイメージする。）

○十分な睡眠

規則正しい睡眠習慣を持つ、普段から睡眠不足の人は、休日に十分な睡眠をとるように心掛ける。

○その他

家族や、信頼の置ける友人に話をするのも良い解消、発散になる。

災害活動現場での予防的対策

惨事ストレス対策は、事後の対策ばかりではなく、災害現場への出場時からその対策は始まっています。不安な材料を心の中から排除することが予防策としてあります。これは完全な防火着装から始まり、集書活動現場で持つ不安要素を少しでも取り除き、ストレスの軽減に努めることが大切になります。

このことから、団員一人ひとりの実践はもとより、組織的な予防的対策として、災害活動現場において分団長等の指揮者的立場の団員が、自己分団等の団員について配慮することも重要になります。災害活動現場で必要と考えられる予防的対策は次のとおりです。

○防火着装

余分なストレスを防ぐために完全な防火着装はもとより、必要な装備（資器材等）を整える。

○情報の提供

災害の状況や・危険情報などの適宜適切な情報提供が、不確定情報などによる不安を解消させます。

○休憩の取り方

活動が長引いてきた場合、適宜交替で休憩を取らせる配慮が必要です・ストレス度が高い現場の場合は、一時的にでもストレス度の高いところから引き離すことも効果があります。

状況により、飲み物や食料を提供することも必要です。

○作業管理

ストレス度が高い作業とそれ程でもない作業範囲がある場合や、作業が長時間となる場合などは、ローテーションを組み交替しながら作業を進める。

○団員のストレス管理

災害活動現場では、お互いの状態を確認し合うことが必要です。ひどく落ち込んでいたり、普段では考えられないような言動、過度の活動性などの状態はないか、強いストレスを受けていないかなど適宜お互いを気にしながら声を掛け合い、励まし合うようにします。

○一人にしない

ストレスが高じてきた時には必要に応じて早めに休憩を取らせることが大切ですが、休憩も一人ではなく複数の団員と一緒に取らせるようにします。話しを聴いてくれる人がそばにいることが大変重要です。

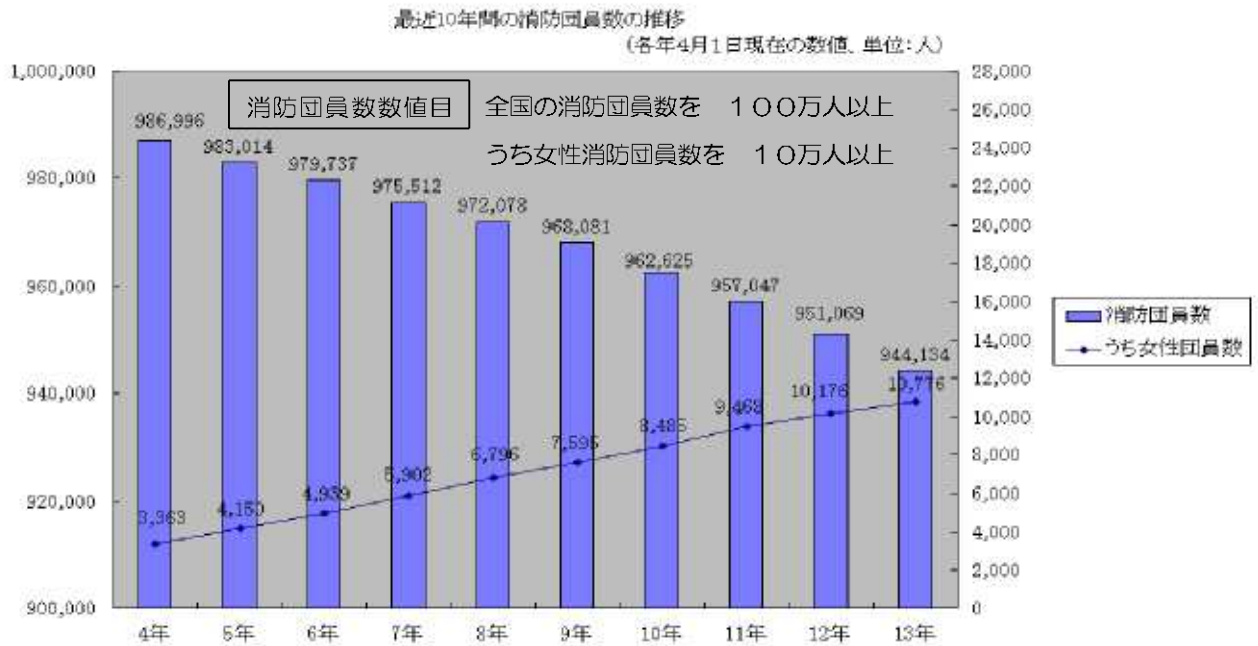
これらが、災害活動現場で注意すべき点です。さまざまな災害現場活動のなかでいつも同じように配慮できるとは限りませんが、組織的かつ積極的に考えて行くことは大切なことです。

惨事ストレス対策に対する考え方

惨事ストレス対策は、個々の団員が、惨事ストレスの発生要因や、ストレスに対する対処法について十分理解することが大切であり、ストレス反応のチェックや専門家によるケア等、精神的な介入には一般的に強い抵抗感がありますが、深刻な事態になることを予防するためにも、個々の団員はもとより、組織的にも十分理解し取り組む必要があります。



消防団員数及び女性消防団員数の推移



消防団員確保の更なる推進について（長官通知）

《消防団の現状》

消防団員が年々減少傾向にある中、昨年、平成 18 年 7 月 14 日付で、「消防団員確保の更なる推進について」（通知）を発出し、消防団員の減少に歯止めを掛けるため全国的な運動を展開してきたが、平成 19 年 4 月（速報値）では、消防団員数は 90 万人を割るといふ厳しい状況。



[平成 19 年 8 月 29 日付消防災第 315 号]で「消防団員確保の更なる推進について」を発出
[平成 20 年 9 月 8 日付消防災第 315 号]で「消防団員確保の更なる推進について」を発出
《各都道府県知事、指定都市市長への通知した主な概要》

- 1 消防団員確保のための市町村等の基本方針について
- 2 事業所との協力体制の推進
- 3 女性の入団促進の推進
- 4 大学生等の入団促進の推進
- 5 公務員等の入団促進の推進
- 6 入団促進キャンペーンの全国展開など

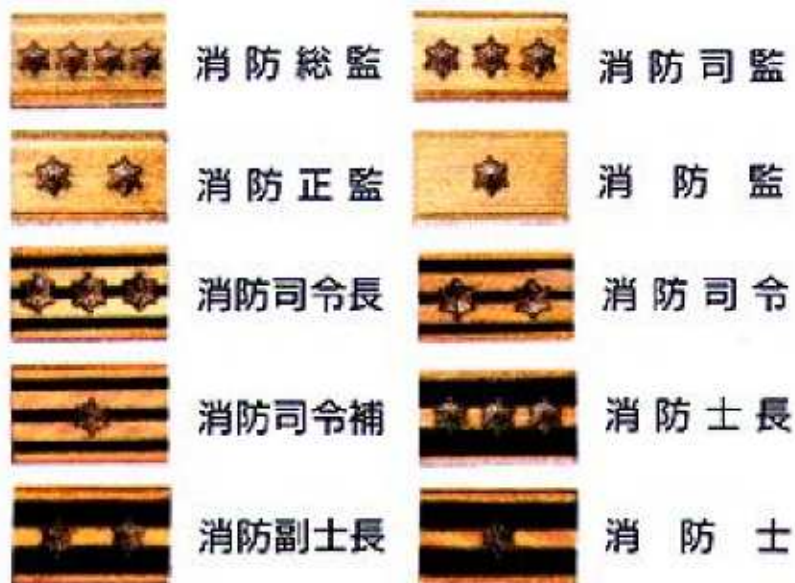
消防職員・消防団員の階級

現在の消防職員の階級は、自治省消防庁が昭和 37（1962）年6月に定めた「消防吏員の階級準則」に従って、各市町村ごとに規則で定められていますが、準則が制定された当時の階級は、次のとおりでした。

消防総監／消防司監／消防正監／消防監／消防司令長／消防司令／消防司令補／消防士長／消防士

その後、昭和 43（1968）年6月に準則の一部が改正され、「特に必要があると認めるときは、消防士の階級を消防副士長及び消防士の階級に区分することができる」とされたため、同年7月1日付けで消防副士長の階級が誕生して、全部で10階級となりました。消防事務は、消防組織法により市町村が責任を負うこととされていますので、各市町村ごとに消防本部（消防本部を置かないところは消防団）を置き、そこには市町村長によって任命された消防長が置かれています。消防長は、消防司令長以上の階級にある者でなければ任命できないこととされていますが、各市町村の消防長の階級は、消防職員の数や市町村の人口などを考慮して決められています。








消防職員の階級章



- 1 消防総監・・・特別区の消防長（東京消防庁の長）
- 2 消防司監・・・地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の政令で指定する人口50万以上の市（政令指定都市、政令指定都市が加入する組合）の消防長（東京消防庁の次長）
- 3 消防正監・・・消防吏員の数200人以上又は人口30万以上の市町村の消防長

- 4 消防監…消防吏員の数か100人以上又は人口10万以上の市町村の消防長
- 5 消防司令長…上記以外の市町村の消防長
- 6 消防司令…(課長・課長補佐)
- 7 消防司令補…(係長・主任主査・主査)
- 8 消防士長…(主査・係員・隊員)
- 9 消防副士長…(係員・隊員)
- 10 消防士…(係員・隊員)

消防団員の階級

	団 長	消防団の団長をする消防団員の階級です。
	副団長	団長の補佐をする消防団員の階級です。
	分団長	各消防分団の分団長をする消防団員の階級です。
	副分団長	各消防分団長の補佐をする消防団員の階級です。
	部 長	各消防分団内の各班をまとめる消防団員の階級です。
	班 長	各消防分団内の各班の団員をまとめる消防団員の階級です。
	団員	消防団員は、この階級から始まります。

資料 公務災害補償給付の参考例（消防団員等公務災害補償等共済基金）

- ◇ 在職年数 10 年未満の分団長〔扶養親族：妻及び子（中・小学生 2 人）〕が次例の補償給付を受けた場合の算定例
 ・ 補償基礎額：11,467 円＝10,600 円（基本額）＋433 円（妻）＋434 円（子 2 人）
 （平成 20 年度基準）

例	補償の種類		給付額	計
1. 1 年間療養しその間、休業した場合	損害	①療養補償費	医療費実費	2,511,200 円
		②休業補償費	6,880 円(1 日)×365 日=2,511,200 円 (月平均 209,267 円)	
	福祉	③休業援護金	2,293 円(1 日)×365 日=836,945 円 (月平均 69,745 円)	836,945 円
	合計		3,348,145 円 (月平均 279,012 円)	
2. 1 年 6 ヶ月後、傷病等級第 1 級に該当した場合(要家族による常時介護)	損害	①療養補償費	医療費実費	4,272,360 円
		②傷病補償年金	11,467 円×313 倍=3,589,171 円 (50 円未満切捨) → 3,589,200 円 (年金)	
		③介護補償費	56,930 円×12 ヶ月=683,160 円	
	福祉	④傷病特別給付金	11,467 円×313 倍×20/100=717834.2 円 (50 円未満切捨) → 717,800 円 (年金)	2,193,800 円
		⑤傷病特別支給金	1,140,000 円 (一時金)	
		⑥奨学援護金	28,000 円 (2 人) ×12 ヶ月=336,000 円 (中・小学生 2 人の年額)	
合計		6,466,160 円 (次年度以降：5,326,160 円)		
3. 傷病の治療後障害等級第 1 級の障害が残った場合(要家族による常時介護)	損害	①障害補償年金	11,467 円×313 倍=3,589,171 円 (50 円未満切捨) → 3,589,200 円 (年金)	4,272,360 円
		②介護補償費	56,930 円×12 ヶ月=683,160 円	
	福祉	③障害特別給付金	11,467 円×313 倍×20/100=717834.2 円 (50 円未満切捨) → 717,800 円 (年金)	19,873,800 円
		④障害特別支給金	3,420,000 円 (一時金)	
		⑤障害特別援護金	15,400,000 円 (一時金)	
		⑥奨学援護金	28,000 円 (2 人) ×12 ヶ月=336,000 円 (中・小学生 2 人の年額)	
合計		24,146,160 円 (次年度以降 532610 円)		
4. 死亡した場合 (遺族年金を受けられることができる家族)	損害	①遺族補償年金	11,467 円×223 倍=2,557,141 円 (50 円未満切捨) → 2,557,100 円 (年金)	3,245,120 円
		②葬祭補償費	11,467 円×60 倍=688,020 円 (一時金)	
	福祉	③遺族特別給付金	11,467 円×223 倍×20/100=511,428.2 円 (50 円未満切捨) → 511,400 円 (年金)	22,447,400 円
		④遺族特別支給金	3,000,000 円 (一時金)	
		⑤遺族特別援護金	18,600,000 円 (一時金)	
		⑥奨学援護金	28,000 円 (2 人) ×12 ヶ月=336,000 円 (中・小学生 2 人の年額)	
合計		25,692,520 円 (次年度以降 3404500 円)		

その他にも、「消防団員福祉共済制度」に加入しており、公務災害中に死亡し、又は重度障害の状態の場合には、20,000,000 円を、公務中でない場合は 1,000,000 円を支給する。また、病院等に 15 日以上入院された場合、1 日につき 1,500 円 (120 日まで) 入院見舞金を支給します。

土岐市を担う
新しい消防団活動に向けての
消防団改革

はじめに

消防団は、地域社会における防災機関として極めて重要な存在であり、今後ともその存在と役割はゆるぎないものとして、地域社会において期待され続けるものと思われる。

しかしながら、社会経済の発展により地域社会中心から職場中心、あるいは交通基盤整備による広域的な社会経済活動が、特に昼間における消防団員の災害出勤人員の低下を来す等の問題を生じさせている。

一方では、地域社会における消防団活動に対する、理解と認識の不足等という問題も発生しており、消防団の将来に対する漠然たる不安感が潜在していることから、「消防団改革委員会」を設け、「地域と連携した消防防災力の向上」「消防団の組織、装備及び施設等」「消防団活性化事業」「県操法大会及び消防団行事」の見直しを進め、「土岐市を担う新しい消防団に向けて」市民の付託に答えようとするものである。

土岐市消防団
団長 白石 伸 七

1 消防団の現状と問題点

(1) 消防団組織の概要

消防団は江戸時代に組織された町火消しに端を発しているといわれている。消防団の前身である消防組については、本市で最初に結成されたのが、1880年（明治17年）土岐郡浅野村青年消防組である。

その後明治、大正昭和初期にかけて土岐郡各町村で相次いで消防組が結成され、1939年（昭和14年）消防組から警防団に改組されて1948年（昭和23年）に自治体消防として発足現在の消防団の体制となった。

本市消防団は、1955年（昭和30年）の市政施行965人の団員数から、1962年（昭和37年）組織改正し1団、1本部、8分団とし団員数712人となり、昭和40年4月1日、常備消防発足時に条例改正されて503人の消防団員数となり、現在、1団、1本部、9分団であり実員は、【表1】のとおりとなっている。

【表1】分団等別団員数
(H21. 4月)

本 部	9人
土岐津分団	50人
下石分団	48人
妻木分団	47人
濃南分団	78人
駄知分団	56人
肥田分団	46人
泉分団	51人
音楽隊	39人
ききょう	50人
合 計	474人

(2) 消防団の活動状況

消防団は、消防本部・消防署の常備消防と共に本市の防災機関の要として広範囲な分野で活動している。

通常火災における消火活動及び残火処理や山林火災、大規模火災及び風水害等多数の人員を必要とする消火、防災活動には欠くことのできない存在である。

火災予防面では、市内巡回広報、特別警戒を行っている他、行方不明者の搜索活動を実施し大きな成果を上げている。

また、四季を通じてそれぞれの分団では、地域における行事の際の警戒等広範囲な活動を行い、地域におけるコミュニティ活動の一翼を担っている。

(3) 消防団の抱える問題点

消防団の活動は極めて多岐にわたっており、地域に密着した防災機関として活躍している。

消防団活動では、全国各地で発生する火災をはじめ地震、風水害における消防団の活動には、改めて消防団の必要性和団員の活動が国民に認識され注目を集めたものである。

本市においても常備消防は設置されているが、一度に大量の人員を必要とする災害が発生した場合には、消防団の役割は欠かせないものである。

しかし、最近の地域帰属への人心の希薄化と職場帰属への社会の変容は、消防

団活動に大きな支障を生じ、消防団組織にも影響を及ぼし次に掲げるような問題を生じさせている。

① 消防団員の就業構造の変化

近年の社会経済情勢の変化に伴い、土岐市における消防団員の就業構造が変化し【表3】のとおりサラリーマン団員が約8割近くを占めるようになっていいる。消防団員の職務上、消防団員は常に出動可能な範囲内にいることが望ましいが、サラリーマン団員の増加により、昼間における消防力の低下と遠隔地勤務の消防団員の増加による訓練参加団員の減少が、消防力と団員の士気の低下を招いている。

【表3】 平成21年土岐市消防団員就業形態

自営業者	家族従業員	被用者等	計
86人	23人	365人	474人

② 消防団員確保の困難性

かつては、消防団の大多数を確保していた商工業事業所数は、昭和63年3,275事業所、従業員数20,767人が平成15年には2,222事業所、従業員数13,822人と減少傾向にあり、高学歴社会による大学進学者の増加と共に、市外へサラリーマンとして勤務する人口の増加により、消防団員の確保が年々困難な状況となっている。

③ 住民の認識の希薄化

昭和37年、消防庁、日本消防協会が行った調査では、消防団の存在について知らないものは8.3%であったのが、平成9年「消防団を中核とした安全で災害に強いコミュニティづくり検討委員会」の調査では32.3%に上昇しており、住民の消防団に対する存在が希薄化していることが伺える。

住民の消防団の周知度の低下は新入団員の確保にも影響を及ぼすと共に、日頃の消防団の活動に理解と協力が得られなくなり、退いては消防団員の士気の低下にもつながることとなる。

④ その他

消防団と社会の関わりでみた場合の諸問題の他、消防団内部においても様々な問題が生じており、特にその中でも大きな問題としては、縦の関係での組織運営が円滑に進み難くなってきていることである。

この問題は、従来の日本の縦型社会から横並び型社会に変化してきていることと地域住民のサラリーマン化が地域社会への帰属化を希薄にしていることとも深く関係しており、社会の変化にあわせた消防団組織の変革が、今後考えられなければならない大きな課題である。

また、消防団幹部を引き受けると、金銭的にかなりの負担が掛かってくるといわれており、団幹部の金銭的な負担を軽減する方向へ消防団運営を考えていかなければならない時期にきているといえる。

2 常備消防と非常備消防の役割

常備消防と消防団はともに第一線の防災機関として、互いにその能力を補完しあいながら地域住民の安全を守っており、今後ともその方向に変化はないと考えられる。

常備消防はより専門化し、消防団は地域密着性を生かしながら組織の見直しを図り、日常活動を積極的に推進することにより活性化を図りながら、災害時には大量動員性の長所を生かして地域の防災活動に努めることが必要である。

- (1) 常備消防は防災のプロとして、消防、防災の専門家集団となるべく、人材の育成を図ってまちづくり全体に消防や防災の視点から積極的に係わり、他の防災機関や他域消防機関との調整や協力を進めて、災害に対処する設備では補完関係の中で整備を検討する一方、装備の充実を図って精強な消防部隊を育成するために訓練を強化していく必要がある。

近年救急需要は増加する傾向にあり、救急隊員による高度で迅速な医療処置を受けたいという要望がますます強まってくると考えられる。そのためには、救急救命士の確保と高度救急資機材の整備が必要であり、合わせて救急隊到着前の住民による応急処置能力を向上するための施策を推進することが必要である。

- (2) 消防団は地震、風水害等の大規模災害時には、多数の人員を必要とするので常備消防と協力体制の基に活動を展開することが必要であるが、通常の火災では常備消防が先着隊として消火活動を実施し、消防団は飛火の警戒、残火処理が主たる任務となっている。

このことから、消防団に主として求められるものは、多数の人員を必要とする防災活動であるため、従来の消火活動を中心としたものから多様性のある活動、いわゆる、地域社会のリーダーとして青少年育成、地域の人材育成の活動等に幅を広げ、より地域と密着した日常活動へとシフトしながら地域の安全と安心のキーパーソンとして行政機関とのパイプ役になることが、消防団の存在意義を高め活性化を伸展するものと思われる。

消防団改革の基本

(1) 地域と連携した消防防災の向上

① 防災活動のリーダーとしての消防団活動

地域の防災力の充実は、常備消防を専門的分野として一層充実させることと、自主防災組織の育成指導を図り、住民個々の防災対応力を向上させることが重要であるが、このような状況の中において消防団の防災活動をいかに図っていくか明確なものにして行く必要がある。

今後の消防団の防災活動は、日常においては住民の防災能力を高めるための活動と、災害発生時には消防団として基本的に求められる防災活動を展開する一方で、自主防災組織及び地域住民との連携する役割が求められる。

消防団が担う防災活動の領域は下記のとおりである。

ア 地域における災害活動

- 消火及び残火処理
- 水防活動
- 捜索活動
- 警戒活動
- 避難誘導
- 警戒区域の設定
- 広報活動

イ 大規模災害

- 大量動員による消火活動
- 救助活動
- 応急救護活動
- 避難誘導
- 警戒区域の設定
- 情報の収集伝達
- 広報活動

ウ 平常時の活動

- 災害活動のための基本・応用訓練
- 広域応援に関する基本訓練
- 住民指導に必要な教育訓練
- 住民の防災意識向上活動
- 出火防止活動
- 応急手当普及活動

② 地域活動のリーダーとしての消防団活動

自主防災組織・自治会等の地域コミュニティ及び地域住民との不断の接触をとおり、地域の安全と安心に関するキーパーソン、あるいは常備消防等行政機関とのパイプ役になることが消防団の大きな役割となることが考えられる。

消防団は地域に密着することにより、周辺の住民から頼りにされる存在となっていくことがより必要であろう。

② 消防団の組織、装備及び施設等

① 組織

本市の消防団員の68%がサラリーマンで構成されており、昼間の災害対応が危惧される一方で、夜間の訓練にも遠隔地へ通勤している団員の参加回数が減少しており、特定の団員に負担が偏り、公平性に欠けるといった不満も潜在的にあるものと推測されこれにより、全体の出勤率の低下につながるという傾向も否定できないと考えられる。

そのため、昭和40年4月1日改訂以来の分団組織、運営等を統一して見直しを図り、真に消防団活動に理解があり環境的にも出勤できる団員で編成した分団とする一方で、切迫する大地震等の大災害時における対策を踏まえ、また、国民保護法における役割への対応など、消防団の役割はますます拡大していることから、管轄人口を考慮した分団の整備と再編を次のとおり行なう。

管内分団状況(21.8.31)			条例 定数	現在の 実員	定員	
分団等	人口(人)	面積 (km ²)			人口割合に 基づく数	地域及び諸事情 を勘案した数
本部			12	9		12
土岐津	9,750	10.97	55	50	78	50
下石	6,901	8.01	50	48	54	48
妻木	6,860	15.02	50	47	54	48
濃南	2,730	37.89	80	78	21	55
駄知	8,999	5.77	50	55	70	48
肥田	6,443	9.60	50	46	62	48
泉	19,556	28.90	60	51	164	45
ききょう			56	50	—	64
音楽隊			40	39	—	40
計	64,800	116.16	503	474	503	503

分団には、管轄する分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する分団長、分団長を補佐する副分団長他次の者を置く。

- ア 文書簿冊及び所属団員の福利厚生を担当する本部長
- イ 消防団活動に従事する部長
- ウ 上司の命を受けて活動する班長及び団員
- エ 消防団活動に係る訓練を指導する班長及び団員

③ 消防車両及び装備の整備

各分団に配置する消防車両を、均等性を保った消防車両数（消防ポンプ自動車、照明付小型ポンプ積載車、小型ポンプ積載車各1台）に整備をして、精強い消防隊を次のとおり編成するものとする。

分団名	ポンプの種別			計	備 考
	消防ポンプ自動車	小型ポンプ積載車	電源照明付小型ポンプ積載車		
土岐津	1	1	1	3	
肥 田	1	1	1	3	
仮称	泉第1	1	1	3	
	泉第2	1	1	3	
下 石	1	1	1	3	
妻 木	1	1	1	3	
駄 知	1	1	1	3	
鶴 里	1	濃	1	5	消防ポンプ自動車、照明付小型ポンプ積載車は、兼用する。
曾 木		南	2		
ききょう			※広報車1台		
計	8	10	8	26	

消防団員は、災害が発生すると迅速に出動することを目的としており、消防団員の安全を確保するためには、防火服、防寒服、安全手袋等の装備の改善を図り、消防団員が意欲的に現場活動できるように努めていく必要がある。

④ 報酬、手当の支給に係る諸問題

消防団員に対する報酬、出動手当等は、地方交付税算定単価が年々増額されているところであるが、出動手当については十分なものであるとはいえない。消防団はボランティア的性格のものであるとはいえ、それぞれが多大な犠牲を払って活動に参加しているので、消防団の特殊性を考慮し処遇の改善に努めていく必要がある。

⑤ 中核拠点施設

閉鎖的なイメージが強い消防団を地域密着型の開かれた消防団とするために、整備された中核拠点施設を活用して、自主防災組織等の連携と消防団員の活動、人材育成等を実践していくことが必要である。

⑥ その他

ア 訓練

消防団に取って訓練は、災害現場活動を迅速かつ安全的確に遂行していくために必要不可欠なものである。訓練には基礎的な訓練で代表的なものは、消防ポンプ操法、規律訓練、小隊訓練であり、今後は消防操法大会等は誰が見ても分かりやすい評価方法を工夫することが必要であり、実践訓練については、団員が参加しやすい時間帯、合理的な訓練方法による時間の短縮、企画立案を分団が独自に行う等を取り入れていくことが必要であろう。

イ 教育

消防団がコミュニティ活動の中で役割をはたし、それが評価されることが消防団への参加意欲を高め、消防団の魅力の向上につながる必要な要素でもある。

消防団内部の教育研修についても、現在の訓練指導員制の他、消防団員に対する幅広い教育を実施するため、訓練指導員以外にも指導員制を導入し教育の充実強化をはかり、新しい消防団活動の能力を全体的にレベルアップさせるために、教育マニュアルの作成、教育システムを確立して時代と地域住民のニーズに対応できるように消防団員を教育することが必要である。

ウ 女性消防団員の充実

現在の女性消防団員の体制をさらに充実するため、また、各町の消防団活動と火災予防の啓発を図る。

エ 機能別消防団員の導入

消防団は、「自分たちのまちを自分たちの手で守る」という基本理念のもとに、地域住民の生命・身体・財産を守るため、地域防災の要として大きな役割を担っています。

近年、災害はますます頻発多様化し、大規模化の様相を呈している中で、住民の安全を確保するためには、消防団体制の維持と更なる充実は不可欠であり、団員の確保は最重要課題です。

消防団は昼夜を問わずあらゆる災害、厳しい訓練等に参加することができる団員（以下「基本団員」という。）が在職していることが基本であります。しかし、若年層の減少、被雇用者の増加などの社会の変化により、基本団員のみで必要な人数の確保は厳しい状況にあります。

団員OB、勤務者、女性などには、「厳しい訓練とすべての活動に参加することは難しいが、火災や大規模災害等なら出動する。」「一部の役割・活動なら協力できる」「時間が許す範囲で協力できる。」といった意見があり、時間・活動を限定することにより、団員を確保することは可能です。

全国の消防団にはすでに、能力や希望に合わせて消防団に参加できる制度の採用をしているところもあります。

そこで本市においても、消防団員を確保する一つの方策として、昼間時間帯のみ、又は、特殊な能力（重機の操作・保有、医療等）を以って活動をする「機能別消防団員」という制度を導入しようとするものです。消防団改革を進める中、管内人口 10,000 人を目安に 1 分団を計画し、市街地で人口 20,000 人の泉町は 2 分団化することが望ましい姿ですが、地域での団員確保の困難と就業構造の変化に伴う近郊市街地への勤務者が増え、消防団への参加を希望する住民が減少する状況が生じ、団員の確保が難しくなっており、阪神・淡路大震災以降における住民の社会参加意欲、社会貢献意識は高まっているが、消防団への参加には結びついていないことから、消防団員を確保する一つの方策として、昼間時間帯の災害対応団員を確保できる「機能別消防団員」（特定の活動・役割のみを実施する班等）という制度の導入を進めようとしています。

なお、消防団の根幹を担う基本団員の士気や活動意欲の低下、分団組織の乱れなどが生じないように配慮が必要とされる。

③ 県操法大会及び消防団行事

① 県操法大会

輪番制で毎年出場する消防操法大会は、入賞するものの東濃地区では土岐市だけが優勝していないため、優勝するための方策を検討していく。

② 消防団行事

市操法大会、団長閲団、出初式等は、円滑で効果的な運営を行ない、多くの市民に親しまれる消防団行事として検討して実施する。

○ まとめ

消防団が現在の姿となって 60 年が経過した、この間先人の努力により極めて大きな功績が残されてきました。

「土岐市を担う新しい消防団」に向っての、消防団活動は従来災害専念型から日常活動型へ転換を図り、地域住民と一体となった防災活動機関として、消防団員ひとりひとりが消防団の活動内容を深く理解、認識し、多様な職業を持つ団員がさらに地域住民の期待に応えられるよう、防災に関する豊富な知識と技術を修得し、それらを生かしながら地域に根ざして様々な活動をおこなうことである。

そして、地域活動のリーダーとして創意工夫を行い、円滑な世代間交流を通じて人間形成を進め、益々厚みを持った消防団活動を展開していくことが必要であります。

具体的な施策については、今後さらに検討を進め可能なものから順次実施してまいります。

岐阜県消防の歌

作詞 川口伊勢

作曲 江口夜詩

- 1、 若あゆ躍る ふるさとの
 明るい平和 守るもの
 われら消防 いざ仰げ
 火の見のやぐらもたかだかと
 あの町 この村 朝がくる
 朝がくる
- 2、 れんげの花と 咲き競う
 ゆたかな文化 守るもの
 われら消防 いざ気負え
 伊吹嶺はるかに虹かけて
 そそぐそ千丈の水ばしら
 水ばしら
- 3、 美濃路の栄え 飛騨の幸
 あふれる資源 守るもの
 われら消防 いざ励め
 紅蓮のほのほも何のその
 渦巻く濁流のりきるぞ
 のりきるぞ
- 4、 伸びゆく岐阜に 住む人の
 しあわせつねに 守るもの
 われら消防 いざ誇れ
 燃やしてなろうか焼くものか
 いのちをささげたこの使命
 この使命

編 集

土岐市消防団本部

消防団長 白 石 仲 七

副 団 長 丹 羽 均

副 団 長 舘 林 慶 二

副 団 長 伊 藤 啓 二

副 団 長 中 嶋 正 悟

本 部 長 佐 橋 俊 治

本 部 長 林 博 義

本 部 長 小 川 隆 夫

本 部 長 太 田 泰 史